

官報

号外

昭和三十一年三月三十日

○第二十四回 衆議院會議録第二十九号

昭和三十一年三月三十日(金曜日)

議事日程 第二十六号

昭和三十一年三月三十日

午後一時開議

第一 原子燃料公社法案(内閣提出)

第二 核原料物質開発促進臨時措置法案(内閣提出)

第三 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 余剰農産物資金融通特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 船員保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律案(法務委員長提出)

第八 工業用水法案(内閣提出)

●本日の会議に付した案件

在ソ未帰還同胞の引揚促進に関する決議案(岸信介君外四名提出)

北洋漁業確保に関する決議案(岸信介君外四名提出)

日中貿易促進に関する決議案(岸信介君外四名提出)

日程第一 原子燃料公社法案(内閣提出)

日程第二 核原料物質開発促進臨時措置法案(内閣提出)

日程第三 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 余剰農産物資金融通特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 船員保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律案(法務委員長提出)

日程第八 工業用水法案(内閣提出)

中小企業振興資金助成法案(内閣提出)

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に関し承認を求め

るの件

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

官庁営繕法の一部を改正する法律案(田中角榮君外九名提出)

農業改良資金助成法案(内閣提出)

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)

午後三時三十四分開議

○議長(森谷秀次君) これより会議を開きます。

在ソ未帰還同胞の引揚促進に関する決議案(岸信介君外四名提出)

(委員会審査省略要求案件)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、岸信介君外四名提出、在ソ未帰還同胞の引揚促進に関する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(森谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(森谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

在ソ未帰還同胞の引揚促進に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。木村文男君。

在ソ未帰還同胞の引揚促進に関する決議案

在ソ未帰還同胞の早期引揚促進のため、政府は日ソ両国間の交渉を継続すると共に最善の措置を講ずべきである。

右決議する。

「木村文男君登壇」

○木村文男君 私は、ただいま上程せられました、自由民主党及び日本社会党共同提案にかかる在ソ未帰還同胞の引揚促進に関する決議案につき、その趣旨を弁明せんとするものであります。(拍手)

まず、案文を朗読いたします。

在ソ未帰還同胞の引揚促進に関する決議案

在ソ未帰還同胞の早期引揚促進のため、政府は日ソ両国間の交渉を継続すると共に最善の措置を講ずべきである。

右決議する。

理由

日ソ交渉において解決が期待されていた在ソ抑留者の送還が、いまだ解決されていないことは、人道上許しがたいことであり、誠に遺憾にたえないところであります。

抑留以来すでに十年余、異境の地に悶々の歳月を過したこれらの同胞や、留守家族の痛心はまさに察するに余りあるものがある。

政府は、ここに思いをいたし、抑留者の引揚促進のために、日ソ両国間の交渉を継続すると共に最善の措置を講ずべきである。これが、この決議案を提出する理由である。

(拍手)

皆さん、私は、酷寒風雪のシベリアに十有余年、あらゆる苦難に耐えなが

昭和三十一年三月三十日 衆議院會議第二十九号 在ソ未帰還同胞の引揚促進に關する決議案

三九四

ら、肉親とまた会う日の一日も早くからんことを夢見ながら、ひたすら帰國の日を待ち望む同胞がいまだに多数残されていることは、国民として、ひとしく遺憾にたえないところであります。

(拍手) しかも、この抑留同胞が、身は囹圄にありながら、日ソ交渉の成り行きにつきましても心を痛めながら、累を祖国に及ぼすことをおそれ、みずから生命をみずから手で守りながら、国策であります日ソ交渉の上に誤まりを犯すなかと絶叫いたしました。待遇改善の請願運動を起していることに思いをいたしますと、まさに断腸の思いをいたしておるのであります。(拍手) これは、ひとり私のみならず、全国民の共通の思いであらうと存じます。

政府は、かねてから、全国民の要望を代表し、日ソ交渉に際し、あくまでも、抑留者の送還を、人道上の問題として、国交回復に關する交渉とは別個に実現されたいとソ連に対し強く主張を続けて参り、特に引揚援護局長をロンドンに特派いたしましたして、当方の資料を提示し、調査方を依頼したのであります。ソ連が依然として条約調印を前提要件なりと主張し、国民あげての要望であります抑留者の調査究明についても、いまだに何らの回答すら行わない状況にあることは、まことに遺憾千万と申すほかはございません。(拍手)

在ソ同胞は、長期にわたる強制労働のために、心身ともに疲労困憊の極にあるとのであります。事はまことに急を要します。われわれは、ソ連の正義人道に立脚した考慮を促したいのであります。この際、ソ連が、日本全国民のこの切なる要望を考え、在ソ同胞の身を案じて涙もかわかぬ留守家族の心情を思い、日ソ交渉の成り行きとは切り離して、正確なる消息の通報と、無条件に即時全抑留者送還をすみやかに実現されんことを切望するものであります。(拍手) これこそが兩國国交の基であります。不幸にして、日ソ交渉は自然休会の形とはなりましたが、政府は、事の緊要性にかんがみ、人道問題たるの主旨にのっとりまして、昨日の重光外務大臣の所信表明に基いてあらゆる方途を講じ、在ソ抑留同胞の健康保持と、その即時引き揚げに万全を期せられんことを本院を代表して切望し、ここに決議案を提出せんとするものであります。

満堂の御賛成をお願いいたす次第であります。(拍手)

○議長(森谷秀次君) 討論の通告があります。これを許します。櫻井奎夫君。

〔櫻井奎夫君登壇〕

○櫻井奎夫君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、本決議案に賛成の意を表明

—— せんとするものであります。(拍手)

そもそも、鳩山内閣は、第一次組閣前の総選挙の公約以来、日ソ国交回復をうたい続けてきたのであります。しかるに、政府は、この日ソ国交回復問題につき、

特に、この引き揚げ促進問題に關しましては、一万二千四百五名の在ソ抑留同胞及びその家族の方々に對して、一体何という言葉をもちてその悲痛なる落胆に報いんとするものでありましようか、この際、私は、留守家族の人々の言葉をここで語るということも、現内閣の閣僚諸君に對しては、決してむだでないと信ずるのであります。

在ソ同胞留守家族代表委員、小畑富子さんは、新聞紙上において次のように述べておられるのであります。すなわち、「こんな事にならぬ様に一生懸命にお願いしていたのでした。鳩山内閣の正面に立てた公約は年内妥結との事でした。私共はせめては今年迄にはと期待致して居りましたが、全く見通しもつかぬ事になりました。引揚問題とは人道問題だと特別に考慮される事と希望していましたが、一つには引揚団体の運動の足並みが揃はず、留守家族でない人達の引揚団体の中には「人よりも領土を」という強硬論が強く、留守家族の声が小さくなっています。領

土も大切ですが、領土は一月や二月で変化の起るものではないのに反して、人命は明日をも知れないのであります。これを実現するには現実即したやり方が必要です。政府はもう一度考へ直して一日も早く交渉を再開して頂き度いのであります」と、このように、実に切実なる願いを訴えているのであります。このたびの日ソ交渉の無期限休会の報を聞いて、かの地に残された抑留同胞及び留守家族の悲愁、失望は、また格別のものがあると思ふのであります。

顧みますれば、昨年五月十七日、日ソ交渉開始に際して、われわれは、本院において、未帰還同胞の引揚促進に關する決議を全会一致にて採択いたしましたのであります。その際、重光外務大臣は、政府といたしまして、本問題の重要かつ緊急性にかんがみ、早急に、御決議の趣旨に従い、これが解決するよう、さらに一段の努力を尽す決意でございますという答弁をなされたことは、決してお忘れではないと考えます。

一方、日本との交渉がかくも長引いておる間に、オーストリア及び西独とはすでに国交調整が成立をいたしました。

最後に、私は、未帰還者の人々について、政府の言ひ誠意が、また努力がいかなる形で行われておるかを具体的に述べたいと思ふのであります。

昨年の十二月十六日、本院の海外同胞引揚及び遺家族援護に關する調査特別委員会におきまして、海外抑留同胞に對する慰問措置に關する決議を全会一致採択いたしました。

この件につきまして答弁に立つたところの山下厚生政務次官は、なおソ連地区抑留者に對する慰問品の送付につきましては、明年度予算には計上されてありませんが、国会の決議の趣旨を尊重いたします。とりあえず、本年度におきまして、予備金を支出して、抑留者全員に慰問品を送付するよう折衝中でありまして、と答弁しておるのでありますが、その内容は、抑留者一人一人一月二千元見当、三十年代必要予算三カ月分八百万円の要求という次第であります。

思うに、嚴寒はだにしみる異境の地であつて、はるか南の星を仰ぎつつ祖国の山河をまどろみ、一日も早く帰國して祖国の再建に携わりたいと、一刻千金、切々の情にかられている在ソ同胞の期待にこたへ、かつ、これら未帰還者の老いし父母及び妻子に、せめて

最後に、私は、未帰還者の人々について、政府の言ひ誠意が、また努力がいかなる形で行われておるかを具体的に述べたいと思ふのであります。

昨年の十二月十六日、本院の海外同胞引揚及び遺家族援護に關する調査特別委員会におきまして、海外抑留同胞に對する慰問措置に關する決議を全会一致採択いたしました。

この件につきまして答弁に立つたところの山下厚生政務次官は、なおソ連地区抑留者に對する慰問品の送付につきましては、明年度予算には計上されてありませんが、国会の決議の趣旨を尊重いたします。とりあえず、本年度におきまして、予備金を支出して、抑留者全員に慰問品を送付するよう折衝中でありまして、と答弁しておるのでありますが、その内容は、抑留者一人一人一月二千元見当、三十年代必要予算三カ月分八百万円の要求という次第であります。

思うに、嚴寒はだにしみる異境の地であつて、はるか南の星を仰ぎつつ祖国の山河をまどろみ、一日も早く帰國して祖国の再建に携わりたいと、一刻千金、切々の情にかられている在ソ同胞の期待にこたへ、かつ、これら未帰還者の老いし父母及び妻子に、せめて

あたにかい心のともしびをともして差し上げるためにも、政府は、本院の決議を十分尊重し、万難を排して施策を打つべきであります。

○議長(益谷秀次君) 櫻井君、申し合せの時間が過ぎましたから簡単に願います。

○櫻井奎夫君(読) 最後に、私は、人命地球より重しというたとえのごとく、人命に関するこの引き揚げこそ政府の一刻——も許さざることを重ねて申し上げて、本案賛成の趣旨とするものであります。(拍手)

○議長(益谷秀次君) この際暫時休憩いたします。

午後三時五十二分休憩

午後五時二十五分開議

○議長(益谷秀次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(益谷秀次君) 櫻井奎夫君から、先刻の賛成討論の演説中、共同提案の趣旨に反し、政府科擧にわたる部分は、すべてこれを取り消したい旨の申し出がありましたから、議長としては、これを許可し、会議録から削除いたします。

これにて在ソ未帰還同胞の引揚促進に関する決議案に対する討論は終局いたしました。

採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。(拍手)

北洋漁業確保に関する決議案(岸信介君外四名提出)

○議長(益谷秀次君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、岸信介君外四名提出、北洋漁業確保に関する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

北洋漁業確保に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。川村善八郎君。

北洋漁業確保に関する決議案

北洋漁業確保に関する決議案

政府は、わが国北洋漁業の安全操業を確保するため、日ソ両国間の交渉により最善の方途を講ずべきである。右決議する。

〔川村善八郎君登壇〕

○川村善八郎君 私は、自由民主党並びに日本社会党の共同提案にかかる北

洋漁業確保に関する決議案について、提案の趣旨弁明を行わんとするものであります。(拍手)

まず、その案文を朗読いたします。

北洋漁業確保に関する決議案

政府は、わが国北洋漁業の安全操業を確保するため、日ソ両国間の交渉により最善の方途を講ずべきである。右決議する。

理由

北洋におけるさけ、ますの漁業は、わが国の国際漁業としてきわめて重要な地位を占めている。今次ソ連閣僚会議はこの地域における漁獲制限を決定したが、これは公海自由の原則にかんがみ遺憾であるとともに、万一この決定が実行せられる場合は、わが国の北洋漁業は致命的影響を受けることも明らかである。よって政府は、速かに善後処置を講ずべきである。これが、本決議案を提出する理由である。

ソ連は、去る二月十日と三月二十一日の二回にわたり、日本が北洋においてサケ、マスを手に入れたため、サケ、マス資源が一割ぐらいに減ったとして、資源保護維持のため、ソ連の閣議の決議として、北洋のサケ、マス漁場の区域の制限と、漁獲尾数をも二万五千百尾に制限し、しかも、公海において国際法を無視して、この制限したる漁場内でサケ、マス漁業を行わんとす

る者は、内外人を問わず、ソ連漁業省の許可を受けなければならぬと発表したのであります。

私は戦前より北洋漁業に経験がありましたが、このたびサケ、マス資源の減ったというソ連の見解は、日本が北洋において乱獲したのだということに決定づけておるようであり、私は、決してかようなことは考えておりません。

日本の昨年の北洋の漁獲高は六千万尾であり、かつ、日本は、数十年前よりサケ、マスの孵化事業を行い、資源の保護培養に努め、現在でも毎年四億のサケ、マスの稚魚を孵化放流してありまして、ソ連の言われるように、日本は乱獲ばかりしておるのでは決してありません。真にソ連の言われるように漁獲が減ったとするならば、他に大きな原因があるものと思われるのであります。真相はいずれにあるにせよ、出漁を目前に控えて、北洋、すなわちアリューシャン海域、オホーツク海域、千島周辺海域にも出漁できないように、日本の漁業を締め出す方針をとるというやのソ連の真意を疑わざるを得ないのであります。(拍手)しかし、事ここに至っては、両国間の交渉により、北洋漁業の安全操業が確保せられるよう最善の方途を講ずるよう努力すべきであり、本決議案の上程の趣旨もここにあるのであります。(拍手)

そもそも、北洋漁業は日本人が開発したのであります。明治の初年ころから帆船を母船として出漁したのであります。逐年改善されて今日に至ったのであります。戦前の最盛期、すなわち昭和十四年には、サケ、マスの総漁獲高は二億二千万尾という記録を示しているであります。その後、昭和二十七年に、日米加三国漁業条約の締結によって北洋漁業が再開されたのであります。敗戦した日本は、千島、樺太の領土を失い、カムチャッカの漁区の賃借権を失ったのであります。現在のように母船式サケ、マス漁業が主となったのであります。ソ連当局は、北洋のサケ、マスが著しく減ったのは日本が乱獲しておるからであると発表しておりますが、決してかようなことはないものであります。昭和三十年における日本のサケ、マス総漁獲高は大体九千万尾で、戦前の最高漁獲高の約四〇%にすぎないのであります。また、昭和三十一年度の計画についても、一見非常に拡大されたかに見えますが、なるほど母船は五船団も増加しましたが、付属独航船は四十八隻以南の流し網漁船の繰り上りでありまして、実質的には、北洋のサケ、マス漁船は、全体として増加とはなっておりませんのであります。従って、その漁獲高におきまして、前年度よりさほど増加することは考えられないと思っておりますが、しかし、ソ連は、公海漁業である日本の北洋サケ、マス漁業を、どこまで

も、発表したごとく、力によって圧迫を加え、農業を不可能ならしめることになり、母船及び漁船その他漁業船舶による漁業は経済的にもまた精神的にも多大なる打撃を受けることにも、働く漁民約四万人とその家族二十万人の生活を奪われるばかりでなく、死活問題を引き起すことになるのであります。また、国家経済面から申しましても、約百二十億円の貿易が不能となり、財政上に及ぼす影響もまた多大であるとともに、食生活の問題にいたしましても深刻な影響を受けることになるのであります。従いまして、政府は、すみやかに日ソ間の漁業問題を円満に解決し、北洋漁業の安全操業を確保するよう最善の努力を払われんことを強く要望いたしまして、私の趣旨を明瞭に終る次第であります。

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認め、本案は可決いたしますし、(拍手)

○議長(金谷秀次君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(金谷秀次君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(金谷秀次君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(金谷秀次君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(金谷秀次君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(金谷秀次君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(金谷秀次君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(金谷秀次君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(金谷秀次君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(金谷秀次君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(金谷秀次君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(金谷秀次君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(金谷秀次君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(金谷秀次君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(金谷秀次君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(金谷秀次君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

日中貿易促進に関する決議案
政府は昨今の国際情勢緩和の状況に即応して、日中貿易促進のため、この際ココム制限の緩和に努め日中貿易の促進と発展のために最善の方途を講ずべきである。

日中貿易促進に関する決議案
政府は昨今の国際情勢緩和の状況に即応して、日中貿易促進のため、この際ココム制限の緩和に努め日中貿易の促進と発展のために最善の方途を講ずべきである。

日中貿易促進に関する決議案
政府は昨今の国際情勢緩和の状況に即応して、日中貿易促進のため、この際ココム制限の緩和に努め日中貿易の促進と発展のために最善の方途を講ずべきである。

日中貿易促進に関する決議案
政府は昨今の国際情勢緩和の状況に即応して、日中貿易促進のため、この際ココム制限の緩和に努め日中貿易の促進と発展のために最善の方途を講ずべきである。

日中貿易促進に関する決議案
政府は昨今の国際情勢緩和の状況に即応して、日中貿易促進のため、この際ココム制限の緩和に努め日中貿易の促進と発展のために最善の方途を講ずべきである。

日中貿易促進に関する決議案
政府は昨今の国際情勢緩和の状況に即応して、日中貿易促進のため、この際ココム制限の緩和に努め日中貿易の促進と発展のために最善の方途を講ずべきである。

日中貿易促進に関する決議案
政府は昨今の国際情勢緩和の状況に即応して、日中貿易促進のため、この際ココム制限の緩和に努め日中貿易の促進と発展のために最善の方途を講ずべきである。

日中貿易促進に関する決議案
政府は昨今の国際情勢緩和の状況に即応して、日中貿易促進のため、この際ココム制限の緩和に努め日中貿易の促進と発展のために最善の方途を講ずべきである。

日中貿易促進に関する決議案
政府は昨今の国際情勢緩和の状況に即応して、日中貿易促進のため、この際ココム制限の緩和に努め日中貿易の促進と発展のために最善の方途を講ずべきである。

日中貿易促進に関する決議案
政府は昨今の国際情勢緩和の状況に即応して、日中貿易促進のため、この際ココム制限の緩和に努め日中貿易の促進と発展のために最善の方途を講ずべきである。

日中貿易促進に関する決議案
政府は昨今の国際情勢緩和の状況に即応して、日中貿易促進のため、この際ココム制限の緩和に努め日中貿易の促進と発展のために最善の方途を講ずべきである。

日中貿易促進に関する決議案
政府は昨今の国際情勢緩和の状況に即応して、日中貿易促進のため、この際ココム制限の緩和に努め日中貿易の促進と発展のために最善の方途を講ずべきである。

日中貿易促進に関する決議案
政府は昨今の国際情勢緩和の状況に即応して、日中貿易促進のため、この際ココム制限の緩和に努め日中貿易の促進と発展のために最善の方途を講ずべきである。

日中貿易促進に関する決議案
政府は昨今の国際情勢緩和の状況に即応して、日中貿易促進のため、この際ココム制限の緩和に努め日中貿易の促進と発展のために最善の方途を講ずべきである。

日中貿易促進に関する決議案
政府は昨今の国際情勢緩和の状況に即応して、日中貿易促進のため、この際ココム制限の緩和に努め日中貿易の促進と発展のために最善の方途を講ずべきである。

日中貿易促進に関する決議案
政府は昨今の国際情勢緩和の状況に即応して、日中貿易促進のため、この際ココム制限の緩和に努め日中貿易の促進と発展のために最善の方途を講ずべきである。

日中貿易促進に関する決議案
政府は昨今の国際情勢緩和の状況に即応して、日中貿易促進のため、この際ココム制限の緩和に努め日中貿易の促進と発展のために最善の方途を講ずべきである。

日中貿易促進に関する決議案
政府は昨今の国際情勢緩和の状況に即応して、日中貿易促進のため、この際ココム制限の緩和に努め日中貿易の促進と発展のために最善の方途を講ずべきである。

出を伴うものでありますから、本年度において、すでに輸出入二億ドルの貿易は、現実には可能のウケ内に入っておりますのでございます。(拍手)しかして、本年度二億ドルの貿易が可能でありますならば、明年度三億ドルの貿易は、さほど困難でなからうとも考えられるのでございます。従いまして、今日、コム制限の緩和並びに解除こそは、日中貿易打開のただ一つのかぎと申しても過言でないでございいます。

(拍手)

ここにコムと申しますのは、周知のごとく、パトル法によりましてアメリカより援助を受けております国々に対し、共産圏に対し戦略物資を輸出してはならぬという協定に基づくものでございます。しかして、当初のソ連に対する戦略物資の輸出禁止は、主として鉄道の兵器、軍需品に限定されておりましたから、わが国にとりまして、さほど深刻な問題ではなかったでございいます。ところが、その後、朝鮮戦乱の勃発を機会といたしまして、隣邦中国に対しまして、チンコムという奇妙なる名称の別表が登場いたしました。今や、木造船、汽船、トラック、薄板、電線、電機、鉄板、自動車、ラジオ部品等に至るまで、ほとんど一切の平和物資の对中国輸出が禁止せられるに至つたのでございます。従いまして、对中国輸出制限の内容は、一般の国民各位が当初考えられましたようになり

単純な軍需品、兵器の輸出禁止ではなくして、その内容は、広く、ほとんどすべての平和建設資材に及ぶものでございます。これを客観的に今日見まするならば、それは中国に対する軍事戦略と申しますよりも、アメリカの競争相手になつておられます日本やイギリスが中国市場に早めに進出することを妨げようとするところの、商業戦略の意味を帯びておるといふことは、海外論調のあまねく指摘するところでございます。(拍手)

しかして、ここに国民各位の御注意を促したい一つのは、コムにすべての国々が加入しておりますかというところ、西欧の精密機械工業国でありますところのスイスデンに加入しておらず、自由貿易を続けようとするし、アジア諸国においてコムに加入するものはトルコ一国に限られておる現状でございいます。この意味におきまして、たの底はすでに抜けておるのであります。底の抜けたるの番人を仰せつかつておりますところの日本の立場は、はなはだ迷惑しごくなことに相なつておるのでございます。(拍手)

多くは打撃と損害を受ける場合がしばしばあることも考えねばならぬのでございます。ことに、わが国と中国との間は、地理的にも歴史的にも関係密接にして、経済の生命線といわれたほどの関係でございいますから、とうてい西欧諸国やアメリカとの比ではないのでございます。この点、アメリカのより大きな大国におきましては、日本のような小国の利害と悩みは、なかなかかわかつてもらえないものごとくであります。まことに遺憾しくございいます。(拍手)もし、それ、いかなる理由があるにいたしまして、かりに大英帝国に対してインドとの貿易を断つと要求し、フランスにアメリカとの、あるいはまた、北米合衆国にカナダ、中南米との貿易をやめろと命ずるものがあつたならば、これらの国々の国民の世論は、これをどのようにな受け取るでございましょうか。(拍手)かりに、このような干渉を無批判に受け取る政府があつたといつたならば、国民の批判と反響を受けないで済むことではございましょうか。(拍手)私は、あえて、皆様とともに、アメリカの政府に対し、抗議正しく、言葉穏やかに、おのれの欲せざることを人に施すことなかれと申したのであります。(拍手)

今日、世界はすでに原子科学の平和利用の段階に移りました。他面、原爆は水爆に、水爆は、さらに数千キロ電気誘導弾という兵器としての極限に達しようとしております。平和を望む声は全世界に満ち、人類はまさに世界平和の前後にも差しかりつつあるかのとき思いがいたすのでございます。ソ連もまた大なる変貌を遂げつつあり、同時に、アイゼンハワー大統領、チャーチル前首相、ネル首相等、現代の指導者たちの良識と相待ちまして、国際情勢は今や新しい平和の展望を示しつつありますことは、諸兄とともに御同慶の至りでございいます。このような国際情勢の緩和を前にいたしまして、すでに五カ年前の、朝鮮戦争たけなわなりしころの、あまりにも広き中共禁輸の幅を、今日そのまゝ踏襲しようといひますことが、いかに時代に対応せぬものであるかは、イギリス、フランス、インドを初め、世界の世論のひとしく指摘するところでございいます。(拍手)政府におきましては、よろしく、かかる国際情勢の展望を正しく理解せられ、世界の世論に呼応して、この際、コム緩和に對し有効にして適切な手を打たれんことを切望するものでございいます。(拍手)

さらに、各位の御理解を求め、政府の善処を要望いたしたことは、日中貿易促進の一環として、今秋北京、上海において開催予定の日本商品見本市に對する政府の理解と、これが成功のための適切な御指導、御協力でございます。過ぐる数年前、私が初めて革命後の北京を訪れたころは、新中国は、いまだ、日本の技術と日本の機械、日本の規格による修理復旧の段階でございました。しかるに、昨秋同僚議員各位とともに三たび北京を訪れたときの印象は、今や、中国の経済建設は第一次五カ年計画の終りに近づき、近く第二次五カ年計画は膨大な建設と発注を示さんとしてつあつたのでございます。しかして、機械は機械を呼び、規格の統一を要請し、このまゝ、じんぜんと禁輸を続けますならば、ソ連、チェコスロバキア、ポーランドあるいは西歐諸国の機械類は優先的に中国の市場に殺到し、わが国はいよいよ窮地に立つことを諸兄とともに憂うものでございいます。(拍手)コンクリートが固まつてからではハスの実も育たないことを、われらは考えねばなりません。さらに、隣邦中国は、今や漢字を制限し、この一月からは新聞、雑誌一斉に横書きを断行し、さらに数カ年後には、改良されたローマ字、音標文字に移行する情勢を示しているものでございます。かくて、漢字は過去のものとなつて、さらに機械は他国より求められようとするときに、隣邦中国に對し、数千年にわたる同文同種の国民よと呼びかけてみたところで、それは三十年前に別れた恋人の面影をしのび、接吻の味を語る愚かなわがと何の異なるところがありましよう。(拍手)

しかるがゆえに、われわれは、今日に至るまで、日中貿易の打開をもつて、イデオロギーを離れ、党利党略を越えたる国民共通の願望として、畏友池田正之輔君、宇田耕一君、その他同憂の士とともに、日中貿易促進議員連盟を組織し、世論を喚起し、政府を鞭撻し、隘路の打開に協力し、ついに日中貿易額一億ドルにまでこぎつけたのであります。かかるときに、日本商品見本市が北京、上海において開催されますことは、まことに時宜を得たるものであり、その意義いよいよ大にして、効果また大いに期待すべきものと思ふのでございます。(拍手)政府は、よろしく、その施策並びに予算の物心両面におきまして、この見本市の成功のために適切な援助をお願いしたいのでございます。

巷間、一部には、見本市にコム製品は全面的に展示不可能であることを唱える向きもありますけれども、かくのごときは法令を解せざるものはなしきものでありまして、商品見本市に商品を出品し、日本産業の実勢を海外に展示いたしますことは、断じて輸出ではなく展示はあくまで展示と解すべきでございます。あたかも、再びわが家に帰る短かい海外旅行が海外移民でないのと全く同じでございます。移民と海外旅行との相違につきましては、三才の兒童といえども理解し得ることでありまして、これを一々外国

にお伺いを立てる必要はあるまいと私も思ふのでございます。(拍手)
わが日本国民は、由来、国家の運命に關する重大事項につきましては、小異を捨てて大同につき、祖国の運命、民族の幸福を党派の利害より上に置くところの醇風美俗を持っておるのでございまして。(拍手)平和と貿易の課題こそは、原子科学の光に照らされつつ世界の激流を漂う島国日本にとりまして、何ものにもまして重要な国民的課題の一つでありまして、私は、ここに党派を超えて同僚議員各位に満場一致本決議案に御賛同をお願いいたしますとともに、政府当局は、よろしく、すでに時代おくれと世界の世論が断定しておりますところのコム制限について、これを自国本位の立場から固執しておりますところのアメリカ政府に對し、その不合理なるゆえんをじゅんじゅんとして説明せられ、同時に、日本国民は、アメリカ市民がアメリカを愛するがごとく、みずからの祖国とその独立と自由を愛する国民であることを悟らしめていただきますことをお願いいたします。趣旨説明にかえましていただく次第でございます。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

この際外務大臣から発言を求められております。これを許します。外務大臣重光葵君。
〔國務大臣重光葵君登壇〕
○國務大臣(重光葵君) ただいま御決議になりました三件、すなわち、一、在ソ未帰還同胞の引揚促進に關する決議、二、北洋漁業確保に關する決議、三、日中貿易促進に關する決議、以上の三件につきましては、本院の御決議の趣旨を尊重して、政府としては十分にこれに善処いたしたい所存でございます。(拍手)

日程第一 原子燃料公社法案(内閣提出)
日程第二 核原料物質開発促進臨時措置法案(内閣提出)
○議長(金谷秀次君) 日程第一、原子燃料公社法案、日程第二、核原料物質開発促進臨時措置法案、右兩案を一括して議題といたします。委員長は報告を求めます。科学技術振興対策特別委員長長有田喜一君。

原子燃料公社法案
原子燃料公社法
目次
第一章 總則(第一条―第七条)
第二章 役員及び職員(第八条―第十八条)
第三章 業務(第十九条―第二十一条)

第四章 財務及び會計(第二十一条―第三十四条)
第五章 監督(第三十五条―第三十六条)
第六章 雑則(第三十七条―第四十条)
第七章 罰則(第四十一条―第四十三条)
附則
第一章 總則
(設立の目的)
第一条 原子燃料公社は、原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)に基き、核原料物質の開発及び核燃料物質の生産並びにこれらの物質の管理を総合的かつ効率的に行ひ、原子力の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものとする。
(法人格)
第二条 原子燃料公社(以下「公社」という)は、法人とする。
第三条 公社は、主たる事務所を東京部に置く。
2 公社は、内閣総理大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。
(資本金)
第四条 公社の資本金は、一千万円とし、政府がその全額を出資するものとする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公社に追加して出資することができる。この場合において、公社は、その出資額により資本金を増加するものとする。
(登記)
第五条 公社は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。
(名称使用の制限)
第六条 公社でない者は、原子燃料公社という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。
(民法の準用)
第七条 民法(明治二十九年法律第百八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、公社について準用する。

第二章 役員及び職員
(役員)
第八条 公社に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。
(役員の職務及び権限)
第九条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。

三九八

2 副理事長は、理事長の定めるところにより、公社を代表し、理事長を補佐して公社の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、公社を代表し、理事長及び副理事長を補佐して公社の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、公社の業務を監査する。

(役員任命)
第十條 理事長は、原子力委員会の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長及び原子力委員会の意見をきいて、内閣総理大臣が任命する。

3 監事は、原子力委員会の意見をきいて、内閣総理大臣が任命する。

(役員任期)

第十一條 理事長、副理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができ

(役員欠格条項)

第十二條 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、政府職員（人事院が指定する非常勤の者を除く）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二 政党の役員

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者で公社と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

(役員解任)
第十三條 内閣総理大臣は、役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣は、役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、理事長にあつては原子力委員会の同意を得て、副理事長及び理

事にあつては理事長及び原子力委員会の意見をきいて、監事にあつては原子力委員会の意見をきいて、これらの者を解任することができる。

一心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(役員兼職禁止)

第十四條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十五條 公社と理事長、副理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公社を代表する。

(代理人の選任)

第十六條 理事長、副理事長及び理事は、公社の職員のうちから、公社の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員任命)

第十七條 公社の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)
第十八條 役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その

他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十九條 公社は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 核燃料物質の探鉱、採鉱及び選鉱を行うこと。

二 核原料物質の輸入並びに買取及び売渡を行うこと。

三 核燃料物質の生産及び加工を行うこと。

四 核燃料物質の輸入及び輸出並びに買取、売渡及び貸付を行うこと。

五 第一号及び第三号に掲げる業務の実施に伴い生ずる副産物の売渡を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行うこと。

2 公社は、前項第六号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(業務運営の基準)

第二十條 公社の業務は、原子力委員会が議決を経て内閣総理大臣が定める核原料物質の開発及び核燃料物質の生産並びにこれらの物質の管理に關する基本計画に基いて行われなければならない。

(業務報告書)

第二十一條 公社は、毎事業年度、業務報告書を作成し、当該事業年度経過後二月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により業務報告書の提出を受けたときは、これに意見を附し、内閣を経て国会に報告しなければならない。

3 第一項に規定する業務報告書の記載事項は、総理府令で定める。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十二條 公社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算等の認可等)
第二十三條 公社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 公社は、前項の規定により内閣総理大臣の認可を受けたときは、当該認可に係る資金計画を連帯なく会計検査院に提出しなければならない。

(決算)

第二十四條 公社は、毎事業年度の決算を翌年度の六月三十日まで完了しなければならない。

- 第二十五条 公社は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条及び次条において「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後二月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 公社は、前項の規定により内閣総理大臣の承認を受けたときは、遅滞なく当該財務諸表を公告しなければならない。
- 第二十六条 公社は、毎事業年度、予算の区分に従いその実施の結果を明らかにした説明書を作成し、前条第一項の規定により内閣総理大臣の承認を受けた当該事業年度の財務諸表を添え、遅滞なく内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により説明書及び財務諸表の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。
- 3 内閣は、前項の規定により送付を受けた説明書及び財務諸表を会計検査院の検査を経て国会に報告しなければならない。
- 4 第一項に規定する説明書の記載事項は、総理府令で定める。
- （利益及び損失の処理）
- 第二十七条 公社は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。
- 2 公社は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- （借入金）
- 第二十八条 公社は、内閣総理大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。
- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
- 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
- （補助金）
- 第二十九条 政府は、予算の範囲内において、公社に対し、その業務に要する経費の一部を補助することができ、
- （余剰金の運用）
- 第三十条 公社は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。
- 一 国債の保有
- 二 銀行への預金又は郵便貯金（財産の処分等の制限）
- 第三十一条 公社は、総理府令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
- （給与及び退職手当の支給の基準）
- 第三十二条 公社は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- （会計検査）
- 第三十三条 公社の会計については、会計検査院が検査する。
- （総理府令への委任）
- 第三十四条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、公社の財務及び会計に関し必要な事項は、総理府令で定める。
- 第五章 監督
- （監督）
- 第三十五条 公社は、内閣総理大臣が監督する。
- 2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公社に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。
- （報告及び検査）
- 第三十六条 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、公社に対して業務の状況に関し報告をさせ、又はその職員をして公社の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 第六章 雑則
- （恩給）
- 第三十七条 公社の設立の際現に恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員又は同条に規定する公務員とみなされる者（以下この条において「公務員又は公務員とみなされる者」という。）として在職するものが、引き続いて公社の役員又は職員となり、更に引き続いて公務員又は公務員とみなされる者となつたとき（公社の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職するものが引き続いて公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続いて公社の役員又は公務員となり、更に引き続いて公務員又は公務員とみなされる者となつたときを含む。）は、その公務員又は公務員とみなされる者に給すべき普通恩給については、当該公社の役員又は職員としての在職年月数を公務員又は公務員とみなされる者としての在職年月数に通算する。
- 2 前項の規定は、公社の役員又は職員となるまでの公務員又は公務員とみなされる者としての在職年月数が普通恩給についての最短期間（最短恩給）に達する者については、適用しないものとする。
- 3 第一項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四条ノ二（再就職の場合の普通恩給）の規定の適用又は準用については、公社の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。
- 第三十八条 公社は、前条第一項の規定の適用を受ける公社の役員若しくは職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫に納付するものとする。
- （大蔵大臣との協議）
- 第三十九条 内閣総理大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第二十三條第一項、第二十八條第一項及び第二項ただし書並びに第三十一條の規定による認可をしようとするとき。 二 第二十五條第一項及び第三十二條の規定による承認をしようとするとき。 三 第二十六條第四項、第三十一條及び第三十四條の規定により總理府令を定めようとするとき。 (他の法令の準用) 第四十條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、公社を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。 第七章 罰則 (罰則) 第四十一條 第三十六條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした公社の役員又は職員を五万円以下の罰金に処する。 第四十二條 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした公社の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。 一 この法律により内閣總理大臣の認可又は承認を受けなければ	ならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。 二 第五條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。 三 第十九條第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。 四 第三十條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。 五 第三十五條第二項の規定による内閣總理大臣の命令に違反したとき。 第四十三條 第六條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。 附 則 (施行期日) 第一條 この法律は、公布の日から施行する。 (公社の設立) 第二條 内閣總理大臣は、第十條第一項又は第三項の例により、公社の理事長又は監事となるべき者を指名する。 2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、公社の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。 8 内閣總理大臣は、設立委員を命じて、公社の設立に関する事務を処理させる。	4 設立委員は、公社の設立の準備を完了したときは、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。 5 第一項の規定により指定された理事長となるべき者は、前項の事務の引継を受けた日において、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。 6 公社は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。 (経過規定) 第三條 公社の最初の事業年度は、第二十二條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。 第四條 公社の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十三條第一項中「事業年度開始前」とあるのは、「公社の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。 (登録税法の改正) 第五條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。 第十九條第一号ノ七の次に次の一号を加える。 一ノ八 原子燃料公社自己ノ為ニスル登記又ハ登録
(印紙税法の改正) 第六條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。 第五條第六号ノ四の次に次の一号を加える。 六ノ四ノ二 原子燃料公社ノ発スル証書、帳簿 (所得税法の改正) 第七條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。 第三條第一項中第四号の五を第四号の六とし、第四号の二から第四号の四までを一號ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一號を加える。 四ノ二 原子燃料公社 (法人税法の改正) 第八條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。 第四條第二号中「日本電信電話公社の下に」、「原子燃料公社」を加える。 (地方税法の改正) 第九條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。 第七十二條の四第一項第二号及び第七十三條の四第一項第一号中「日本電信電話公社」の下に、「原子燃料公社」を加える。	第三條 公社の最初の事業年度は、第二十二條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。 第四條 公社の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十三條第一項中「事業年度開始前」とあるのは、「公社の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。 (登録税法の改正) 第五條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。 第十九條第一号ノ七の次に次の一号を加える。 一ノ八 原子燃料公社自己ノ為ニスル登記又ハ登録	第三條 公社の最初の事業年度は、第二十二條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。 第四條 公社の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十三條第一項中「事業年度開始前」とあるのは、「公社の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。 (登録税法の改正) 第五條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。 第十九條第一号ノ七の次に次の一号を加える。 一ノ八 原子燃料公社自己ノ為ニスル登記又ハ登録
(行政管理局設置法の改正) 第十條 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。 第二條第十二号中「公共企業体(公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二條第一項第一号に掲げる公共企業体をいう。)(の下に」、「原子燃料公社」を加える。	第三條 公社の最初の事業年度は、第二十二條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。 第四條 公社の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十三條第一項中「事業年度開始前」とあるのは、「公社の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。 (登録税法の改正) 第五條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。 第十九條第一号ノ七の次に次の一号を加える。 一ノ八 原子燃料公社自己ノ為ニスル登記又ハ登録	第三條 公社の最初の事業年度は、第二十二條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。 第四條 公社の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十三條第一項中「事業年度開始前」とあるのは、「公社の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。 (登録税法の改正) 第五條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。 第十九條第一号ノ七の次に次の一号を加える。 一ノ八 原子燃料公社自己ノ為ニスル登記又ハ登録
(行政管理局設置法の改正) 第十條 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。 第二條第十二号中「公共企業体(公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二條第一項第一号に掲げる公共企業体をいう。)(の下に」、「原子燃料公社」を加える。	第三條 公社の最初の事業年度は、第二十二條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。 第四條 公社の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十三條第一項中「事業年度開始前」とあるのは、「公社の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。 (登録税法の改正) 第五條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。 第十九條第一号ノ七の次に次の一号を加える。 一ノ八 原子燃料公社自己ノ為ニスル登記又ハ登録	第三條 公社の最初の事業年度は、第二十二條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。 第四條 公社の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十三條第一項中「事業年度開始前」とあるのは、「公社の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。 (登録税法の改正) 第五條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。 第十九條第一号ノ七の次に次の一号を加える。 一ノ八 原子燃料公社自己ノ為ニスル登記又ハ登録
(行政管理局設置法の改正) 第十條 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。 第二條第十二号中「公共企業体(公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二條第一項第一号に掲げる公共企業体をいう。)(の下に」、「原子燃料公社」を加える。	第三條 公社の最初の事業年度は、第二十二條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。 第四條 公社の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十三條第一項中「事業年度開始前」とあるのは、「公社の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。 (登録税法の改正) 第五條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。 第十九條第一号ノ七の次に次の一号を加える。 一ノ八 原子燃料公社自己ノ為ニスル登記又ハ登録	第三條 公社の最初の事業年度は、第二十二條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。 第四條 公社の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十三條第一項中「事業年度開始前」とあるのは、「公社の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。 (登録税法の改正) 第五條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。 第十九條第一号ノ七の次に次の一号を加える。 一ノ八 原子燃料公社自己ノ為ニスル登記又ハ登録

(国の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律の改正)
 第十一条 国の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律(昭和二十四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「及び日本電信電話公社」を、「日本電信電話公社及び原子燃料公社」に改める。
 (政府契約の支払遅延防止等に関する法律の改正)

第十二条 政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「日本電信電話公社」の下に、「原子燃料公社」を加える。

(国庫出納金等端数計算法の改正)
 第十三条 国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「日本電信電話公社」の下に、「原子燃料公社」を加える。

(公職選挙法の改正)
 第十四条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四百五十五条第一項及び第六百六十六條第一号中「又は日本電信電話公社」を、「日本電信電話公社又は原子燃料公社」に改め、第二百

三十九條の二第二号中「日本専売公社」の下に「若しくは原子燃料公社」を加える。

(予算執行職員等の責任に関する法律の改正)
 第十五条 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第百七十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「日本電信電話公社」の下に、「原子燃料公社」を加える。

(港務法の改正)
 第十六条 港務法(昭和二十六年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第三項中「日本電信電話公社」の下に、「原子燃料公社」を加える。

(土地収用法の改正)
 第十七条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中第三十四号を第三十五号とし、第三十三号の次に次の一号を加える。

三十四 原子燃料公社が原子燃料公社法(昭和三十一年法律

第 号)第十九條第一項各号に掲げる業務の用に供する施設(核原料物質開発促進臨時措置法(昭和三十一年法律

第 号)の規定により土地

を使用することができるものを除く。

(自動車損害賠償保障法の改正)
 第十八条 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第十条、第七十二条第一項及び第七十八條第二項中「日本電信電話公社」の下に、「原子燃料公社」を加える。

〔報告書は會議録追録に掲載〕
 核原料物質開発促進臨時措置法案
 核原料物質開発促進臨時措置法

目次
 第一章 総則(第一条—第四条)
 第二章 土地及び事業場の使用(第五条—第二十七条)
 第三章 租賦権の設定(第二十八条—第四十四条)
 第四章 雑則(第四十五条—第四十七條)
 第五章 罰則(第四十八條)
 附則

第二章 総則
 第一条 この法律は、原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)第一条に規定する目的の達成に資するため、核原料物質の開発を促進することを目的とする。

(目的)
 第一条 この法律は、原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)第一条に規定する目的の達成に資するため、核原料物質の開発を促進することを目的とする。

(定義)
 第二条 この法律で「核原料物質」とは、原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質をいう。

(探鉱計画)
 第三条 内閣総理大臣は、通商産業大臣又は原子燃料公社(以下「公社」という。)が行う核原料物質の探鉱の合理的な実施を図るため、毎年、原子力委員会の議決を経て、核原料物質探鉱計画を定めなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により核原料物質探鉱計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(処分、手続その他の行為の効力)
 第四条 この法律の規定によつてした処分、手続その他の行為は、土地の所有者、鉱業権者、租賦権者又は関係人の承認人に対しても、その効力を有する。

第二章 土地及び事業場の使用
 (土地等の立入)
 第五条 通商産業大臣又は公社は、核原料物質の探鉱に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、その職員に他人の土地又は鉱業権者若しくは租賦権者の坑道、探鉱場、選鉱場、土石の捨場その他これらに類する施設(以下「事業場」という。)に立ち入らせることができる。

2 公社は、前項の規定によりその職員に他人の土地又は鉱業権者若しくは租賦権者の事業場に立ち入らせようとするときは、科学技術庁長官の承認を受けなければならない。

3 科学技術庁長官は、前項の承認をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

4 第一項の規定により他人の土地又は鉱業権者若しくは租賦権者の事業場に立ち入る職員は、あらかじめ土地の占有者又は鉱業権者若しくは租賦権者に通知しなければならない。ただし、宅地若しくはかき、さく等で囲まれた土地又は鉱業権者若しくは租賦権者の事業場に立ち入る場合を除き、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

5 日出前及び日没後においては、土地の占有者又は鉱業権者若しくは租賦権者の承諾があつた場合を除き、宅地若しくはかき、さく等で囲まれた土地又は鉱業権者若しくは租賦権者の事業場に立ち入つてはならない。

6 第一項の規定により他人の土地又は鉱業権者若しくは租賦権者の事業場に立ち入る職員は、その身

場」という。)に立ち入らせることができる。

2 公社は、前項の規定によりその職員に他人の土地又は鉱業権者若しくは租賦権者の事業場に立ち入らせようとするときは、科学技術庁長官の承認を受けなければならない。

3 科学技術庁長官は、前項の承認をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

4 第一項の規定により他人の土地又は鉱業権者若しくは租賦権者の事業場に立ち入る職員は、あらかじめ土地の占有者又は鉱業権者若しくは租賦権者に通知しなければならない。ただし、宅地若しくはかき、さく等で囲まれた土地又は鉱業権者若しくは租賦権者の事業場に立ち入る場合を除き、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

5 日出前及び日没後においては、土地の占有者又は鉱業権者若しくは租賦権者の承諾があつた場合を除き、宅地若しくはかき、さく等で囲まれた土地又は鉱業権者若しくは租賦権者の事業場に立ち入つてはならない。

6 第一項の規定により他人の土地又は鉱業権者若しくは租賦権者の事業場に立ち入る職員は、その身

場」という。)に立ち入らせることができる。

2 公社は、前項の規定によりその職員に他人の土地又は鉱業権者若しくは租賦権者の事業場に立ち入らせようとするときは、科学技術庁長官の承認を受けなければならない。

分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

7 国又は公社は、第一項の規定による立入によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

第六条 土地の占有者又は鉱業権者若しくは租鉱権者は、正当な理由がなければ、前条第一項の規定による立入を拒み、又は妨げてはならない。

(植物の伐採)

第七條 第五條第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、核原料物質の採鉱に関する測量又は実地調査のためやむを得ない必要があつて障害となる植物を伐採しようとする場合において、その障害となる植物が山林、原野その他これらに類する土地にあつて、その伐採についてあらかじめ所有者の承諾を得ることが困難であり、かつ、植物の現状を著しく損傷しないときは、その承諾を得ないで伐採することができる。この場合において、は、遅滞なく、その旨を所有者に通知しなければならない。

2 国又は公社は、前項の規定による植物の伐採によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

(鉱物等の採取)

第八條 第五條第一項の規定により他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入る職員は、核原料物質の採鉱に関する実地調査のためやむを得ない必要があるときは、あらかじめ所有者若しくは占有者又は鉱業権者若しくは租鉱権者に通知して、必要な最少限度の量に限り、鉱物又は土石を採取することができる。

2 国又は公社は、前項の規定による鉱物又は土石の採取によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

(事業場の一時使用)

第九條 通商産業大臣又は公社は、核原料物質の採鉱を行うためやむを得ない必要があるときは、あらかじめ鉱業権者又は租鉱権者に通知して、鉱業権者又は租鉱権者の利用を著しく妨げない限度において、その用法に従ひ、鉱業権者又は租鉱権者の事業場を一時使用することができる。

2 公社は、前項の規定による一時使用をしようとするときは、科学技術庁長官の承認を受けなければならない。

3 第五條第三項の規定は、前項の承認に準用する。

4 第一項の規定による一時使用の期間は、六月をこえることができない。

5 国又は公社は、第一項の規定による一時使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

(土地の使用)

第十條 通商産業大臣又は公社は、核原料物質の採鉱を行うため他人の土地を次に掲げる目的のため利用することが必要かつ適當であつて、他の土地をもつて代えることが著しく困難であるときは、これを使用することができる。

一 坑口又は坑井の開設

二 露天掘

三 機械設備の設置

四 坑木、火薬類その他の重要資材、鉱物又は土石の置場又は捨場の設置

2 前項の規定による使用の期間は、一年をこえることができない。

(使用の協議)

第十一條 通商産業大臣又は公社は、前条第一項の規定により他人の土地を使用しようとするときは、その土地の所有者(所有者以外に権原に基いてその土地を使用する者があるときは、その者及び

所有者)と土地の使用について協議しなければならない。

2 公社は、前項の規定による協議をしようとするときは、科学技術庁長官の承認を受けなければならない。

3 第五條第三項の規定は、前項の承認に準用する。

4 通商産業大臣又は公社は、第一項の規定による協議をしようとするときは、協議をしようとする日の十日前までに、その旨を公示するとともに土地の所有者及び土地に關し所有権以外の權利を有する者(以下「権利者」という。)並びに土地調整委員会に通知しなければならない。

5 通商産業大臣又は公社は、前項の規定による通知をした日から三月を経過したときは、第一項の規定による協議をすることができない。

(使用の裁決の申請)
第十二條 通商産業大臣又は公社は、前条第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、その土地の使用について土地調整委員会の裁決を申請することができる。ただし、前条第四項の規定による通知をした日から三月を経過したときは、この限りでない。

(意見書の提出)

第十三條 土地調整委員会は、前条の裁決の申請があつたときは、その旨を公示するとともに土地の所有者及び権利者に通知し、二十日を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 土地調整委員会は、前項の期間を経過した後でなければ、裁決をしてはならない。

(使用の裁決)

第十四條 土地を使用することができ旨の裁決においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 使用することができる土地の区域

二 使用の方法

三 使用の開始の時期及び使用の期間

四 補償金の額並びにその支払の時期及び方法

(裁決の公示及び通知)
第十五條 土地調整委員会は、第十二條の裁決をしたときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに通商産業大臣又は公社並びに土地の所有者及び権利者に通知しなければならない。

(使用の裁決の効果)
第十六條 第十四條の裁決があつたときは、その裁決において定められた使用の開始の時期に、国又は

公社は、その土地を使用する権利を取得し、その土地に関するその他の権利は、その土地を使用する権利の内容と抵触する限度においてその行使を制限される。

(使用の協議の効果)

第十七条 第十一条第一項の規定による協議がとつた場合において、当事者がその協議において定めた第十四条各号に掲げる事項を土地調整委員会に届け出たときは、その届け出たところに従い、土地を使用することができ旨の裁決があつたものとみなす。ただし、第十一条第四項の規定による通知の日から三月以内に届け出た場合に限る。

(収用の裁決)

第十八条 通商産業大臣又は公社が第十条第一項の規定により他人の土地を使用する場合において、その使用によつて土地の形質が変えられるときは、土地の所有者は、その土地の収用について土地調整委員会の裁決を求めることができる。

2 前項の場合において、土地の一部が収用されることによつて残地を従来用いていた目的に供することが著しく困難となるときは、土地の所有者は、その全部の収用について土地調整委員会の裁決を求めることができる。

3 土地調整委員会は、第十一条第一項の規定による協議又は第十四条の裁決において定められた使用の期間が経過したときは、前二項の裁決をすることができない。

4 第十三条及び第十五条の規定は、第一項又は第二項の場合に準用する。この場合において、第十三条第一項中「土地の所有者」とあるのは、「通商産業大臣又は公社」と読み替へるものとする。

第十九条 土地を収用すべき旨の裁決においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 収用すべき土地の区域
- 二 収用の時期
- 三 補償金の額並びにその支払の時期及び方法

(収用の裁決の効果)

第二十条 前条の裁決があつたときは、その裁決において定められた収用の時期に、国又は公社は、その土地の所有権を取得し、その土地に関するその他の権利は、消滅する。

(損失の補償)

第二十一条 国又は公社は、土地の使用又は収用によつてその土地の所有者又は権利者が受ける損失を補償しなければならない。

2 土地の一部の使用又は収用によつて残地の価格が滅し、その他残地について損失が生ずるときは、

その損失を補償しなければならない。

3 土地の一部の使用又は収用によつて残地に通路、みぞ、かきその他の工作物の新築、改築、増築若しくは修繕又は盛土若しくは切土をする必要が生ずるときは、これに要する費用を補償しなければならない。

4 前二項に規定する補償のほか、土地の使用又は収用によつてその土地の所有者又は権利者が通常受ける損失は、補償しなければならない。

5 土地の所有者又は権利者が第十条第四項の規定による通知を受けた後に土地の形質を変更し、工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕をし、又は物件を附加増置したときは、これについての損失は、補償することを要しない。ただし、あらかじめ通商産業大臣又は公社の承認を受けてこれらの行為をしたときは、この限りでない。

(使用の廃止等による損失の補償)

第二十二条 通商産業大臣若しくは公社が第十一条第四項の規定による通知をした後にその土地を第十条第一項各号に掲げる目的のため使用することを廃止した場合、第十二条の規定による申請を拒否す

る旨の裁決があつた場合又は第二十五条の規定により協議若しくは裁決が失効した場合において、これによつてその土地の所有者又は権利者が損失を受けたときは、国又は公社は、これを補償しなければならない。

2 土地の所有者又は権利者は、前項の規定による損失の補償について通商産業大臣又は公社と協議をすることができず、又は協議がととのわなるときは、土地調整委員会の裁決を申請することができ

る。

3 第十三条、第十四条第四号及び第十五条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第十三条第一項中「公示する」とあるのは「土地の所有者及び権利者」とあるのは「通商産業大臣又は公社」と、第十五条中「公示する」とあるのは「通商産業大臣又は公社並びに土地の所有者及び権利者」とあるのは「通商産業大臣又は公社及び申請人」と読み替へるものとする。

4 前項において準用する第十五条の規定による通知があつたときは、裁決の定めるところに従い、当事者の間に協議がとつたものとみなす。

(訴訟)

第二十三条 第十四条、第十九条又は前条第二項の裁決において定め

られた補償金の額について不服がある者は、第十四条（第十八条第四項又は前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた日から六十日以内に、訴をもつてその額の増減を請求することができる。この場合においては、国若しくは公社又は土地の所有者若しくは権利者を被告としなければならない。

(供託)

第二十四条 国又は公社は、次に掲げる場合においては、補償金を供託することができる。

- 一 補償金を受け取るべき者がその受領を拒んだとき、又はこれを受領することができないとき。
- 二 過失がなく補償金を受け取るべき者を確保することができないとき。
- 三 差押又は仮差押により補償金の支払を禁じられたとき。

(協議又は裁決の失効)

第二十五条 国又は公社が第十一条第一項の規定による協議（第十七条の規定による届出があつたものに限る。）又は第十四条若しくは第十九条の裁決において定められた補償金の支払の時期までにその支払又は供託をしないときは、協議又は裁決は、その時以後その効力を失う。

(原状回復の義務)

第二十六條 国又は公社は、土地の使用が終了したとき、又は前条の規定により協議若しくは裁決が失効したときは、土地を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償して、これを返還しなければならない。

(土地収用法の準用)

第二十七條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号) 第二百三條(危険負担)、第二百四條(担保物権と補償金等)、第二百六條第一項、第三項及び第四項(買受権)並びに第二百七條(買受権の消滅)の規定は、この法律の規定による使用又は収用に係る土地に準用する。この場合において、土地収用法第二百六條第一項ただし書中「第七十六條第一項」とあるのは、「核原料物質開発促進臨時措置法第十八條第二項」と読み替へるものとする。

第三章 租鉱権の設定

(開発に関する指示)

第二十八條 通商産業大臣は、ウラン鉱及びトリウム鉱(以下「ウラン鉱等」という。)を目的とする採掘権者がその採掘鉱区(租鉱権が設定されている部分を除く。以下同じ。)においてウラン鉱等に係る事業に着手せず、又は引き続き六月以上これを休止している場合にお

いて、その採掘鉱区におけるウラン鉱等の存在が明らかであつて、その鉱量、品位等にかんがみウラン鉱等を経済的に開発することができ、かつ、その開発を急速に行ふ必要があると認めるときは、その採掘権者に対し、六月以内にその採掘鉱区においてウラン鉱等に係る事業に着手し、又はこれを再開すべきことを指示することができる。

2 通商産業大臣は、採掘権者から申請があつた場合において、正当な理由があるとき、前項に規定する期間を延長することができる。

3 通商産業大臣は、第一項の規定による指示又は前項の規定による期間の延長をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(租鉱権の設定の協議)

第二十九條 公社は、採掘権者が前条第一項の規定による指示に従わなかつた場合に現にその事業を行つていないときは、通商産業大臣の許可を受けて、採掘権者に対し、その採掘鉱区にウラン鉱等を目的とする租鉱権(以下単に「租鉱権」という。)の設定について協議することができ、

2 公社は、前条第一項に規定する期間(同条第二項の規定による延

長があつたときは、延長後の期間)の満了後三月を経過したときは、前項の許可を受けることができ、

3 通商産業大臣は、第一項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに採掘権者及びその採掘権に関する登録上利害関係者を有する第三者(租鉱権者を除く。以下「利害関係者」という。)に通知しなければならない。

4 公社は、第一項の許可を受けた日から三月を経過したときは、同項の規定による協議をすることができない。

(決定の申請)

第三十條 公社は、前条第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわなかつたときは、租鉱権の設定について通商産業大臣の決定を申請することができ、

ただし、同項の許可を受けた日から三月を経過したときは、この限りでない。

(意見書の提出)

第三十一條 通商産業大臣は、前条の決定の申請があつたときは、その旨を公示するとともに採掘権者及び利害関係者に通知し、二十日を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の期間を経過した後でなければ、決定をしてはならない。

(処分禁止)

第三十二條 採掘権者は、前条第一項の規定による通知を受けた後は、第三十條の規定による申請を拒否する旨の決定があるまで、公社が租鉱権者となることを廃止するまで、第四十三條の規定により第三十五條の決定が失効するまで、又は同条の決定に基づき租鉱権の設定の登録があるまでは、その採掘権を変更することができない。

(諮問)

第三十三條 通商産業大臣は、第三十條の決定をしようとするときは、地下資源開発審議会に諮問しなければならない。

(決定の基準)

第三十四條 通商産業大臣は、採掘権者が現にウラン鉱等に係る事業を行つていないとき、又は租鉱権の設定がウラン鉱等以外の鉱物に係る事業の継続に著しい支障を及ぼすと認めるときは、租鉱権を設定すべき旨の決定をしてはならない。

(租鉱権の設定の決定)

第三十五條 租鉱権を設定すべき旨の決定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 採掘権の登録番号
- 二 租鉱権を設定すべき区域
- 三 租鉱権の存続期間
- 四 租鉱料及び補償金の額並びにこれらの支払の時期及び方法

(決定の公示及び通知)

第三十六條 通商産業大臣は、第三十條の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに公社並びに採掘権者及び利害関係者に通知しなければならない。

(決定の効果)

第三十七條 第三十五條の決定があつたときは、決定の定めるところに従い、当事者の間に協議がととのつたものとみなす。

2 前項の規定により協議がととのつたものとみなされたときは、公社は、鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号) 第七十七條第一項(租鉱権の設定の申請)の規定にかかわらず、単独で租鉱権の設定の申請をすることができ、

(租鉱権に関する特例)

第三十八條 第二十九條第一項の規定による協議又は第三十五條の決定に基いて設定される租鉱権に関する鉱業法第七十六條第一項(租鉱権の存続期間)の規定の適用については、同項中「五年以内」とあるのは、「十年以内」とし、その設定の申請については、同法第七十

七条第三項(租鉱権の設定の基準)の規定は、適用しない。

(損失の補償)

第三十九条 公社は、租鉱権の設定によつて採掘権者又は利害関係者が受ける損失(租鉱料として支払われる分を除く)を補償しなければならない。

2 採掘鉱区の一部に租鉱権が設定されることによつて租鉱権が設定されない区域(以下「残鉱区」という)の価格が減じ、その他残鉱区について損失が生ずるときは、その損失を補償しなければならない。

3 前項に規定する補償のほか、租鉱権の設定によつて採掘権者又は利害関係者が通常受ける損失(租鉱料として支払われる分を除く)は、補償しなければならない。

(廃止等による損失の補償)

第四十条 通商産業大臣が第二十九条第三項の規定による通知をした後に公社が租鉱権者となることを廃止した場合、第三十条の規定による申請を拒否する旨の決定があつた場合又は第四十三条の規定により決定が失効した場合において、これによつて採掘権者又は利害関係者が損失を受けたときは、公社は、これを補償しなければならない。

2 採掘権者又は利害関係者は、前項の規定による損失の補償について公社と協議をすることができず、又は協議がととのわなるときは、通商産業大臣の決定を申請することができる。

3 第三十一条、第三十三条、第三十五条第四号及び第三十六条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第三十一条第一項中「公示するとともに採掘権者及び利害関係者」とあるのは「公社」と、第三十六条中「公示するとともに公社並びに採掘権者及び利害関係者」とあるのは「公社及び申請人」と読み替へるものとする。

4 前項において準用する第三十六条の規定による通知があつたときは、決定の定めるところに従い、当事者の間に協議がととのつたものとみなす。

(訴訟)

第四十一条 第三十五条又は前条第二項の決定において定められた租鉱料又は補償金の額について不服がある者は、第三十六条(前条第三項において準用する場合を含む)の規定による通知を受けた日から六十日以内に、訴をもつてその額の増減を請求することができる。この場合においては、公社又は採掘権者若しくは利害関係者を被告としなければならない。

(供託)

第四十二条 第二十四条の規定は、公社が支払う租鉱料又は補償金に準用する。

(決定の失効)

第四十三条 公社が第三十五条の決定において定められた租鉱料(租鉱料を定期に、又は分割して支払うべきとき)は、その最初に支払うべき分)又は補償金の支払の時期までにその支払又は供託をしないときは、決定は、その時以後その効力を失ふ。

(土地収用法の準用)

第四十四条 土地収用法第百三条(危険負担)及び第百四条(担保物権と補償金等)の規定は、この法律の規定による租鉱権の設定に係る採掘権に準用する。

第四章 雑則

(奨励金)

第四十五条 通商産業大臣は、核原料物質の採鉱を促進するため必要があるときは、予算の範囲内において、採鉱権者に対し、その採鉱の実施に必要な費用の一部を奨励金として交付することができる。

(賞金)

第四十六条 内閣総理大臣は、核原料物質の採鉱を促進するため必要があるときは、予算の範囲内において、その採鉱に寄与した者に対し、賞金を交付することができる。

し、賞金を交付することができる。

(報告及び検査)

第四十七条 通商産業大臣は、核原料物質の開発を促進するため必要があるときは、ウラン鉱等を目的とする採鉱権者若しくは公社からその業務に関する報告を徴し、又はその職員にその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

第五章 罰則

第四十八条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定に違反して第五条第一項の規定による立入を拒み、又は妨げた者

二 前条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 前条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則
 1 この法律は、公布の日から施行する。
 2 この法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとする。
 3 前項の規定によるこの法律の廃止の際現にこの法律に基いて設定されている租鉱権の存続期間に関しては、この法律の廃止にかかわらず、この法律は、なおその効力を有する。

4 前項に定めるもののほか、第二項の規定によるこの法律の廃止に伴い必要となる経過的措置は、法律で定める。

5 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四百八十九条第一項第九号の二の次に次の一号を加える。
 九の三 ウラン鉱及びトリウム

6 土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。
 第三条に次の一号を加える。
 四 核原料物質の採鉱のための

土地の使用又は取用に関する
裁決に關すること。

第四号中第十七号を第十八号とし、第十七号として次の一号を加える。

十七 核原料物質開発促進臨時措置法(昭和三十一年法律第二十号)第十二条、第十八条第一項若しくは第二項又は第二十二條第二項の規定による土地の使用又は取用に關する裁決をすること。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔有田喜一君登壇〕

○有田喜一君 たいま議題となりました原子燃料公社法案及び核原料物質開発促進臨時措置法案に關する委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

〔議長退席、副議長着席〕

原子燃料公社法案は、さきの第二十三国会において成立いたしました原子力基本法に基き、原子力エネルギーの源泉となるウラン、トリウム等の核原料物質の開発及び核燃料物質の生産、並びにこれらの物質の管理を総合的かつ効率的に行い、原子力の開発及び利用の促進に寄与することを目的として、原子燃料公社を設立しようとするものであります。その資本金は全額を政府出資に待つこととし、その設立に當りましては、とりあえず政府は一

千万円を出資することになっております。公社の役員は理事長、副理事長、理事及び監事とし、原子力委員会などの意見を聞いて、それぞれ内閣総理大臣が任命することとしております。

公社は、その業務を行うに當つては、原子力委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める原子力の開発利用に關する基本計画に基いて行われなければならないこととするともに、公社は毎年事務報告書を内閣総理大臣に提出し、内閣はこれを国会に報告することといたしております。公社の予算などは、内閣総理大臣の認可または承認を要し、公社の会計は会計検査院が検査し、検査を経た決算書類を毎年国会に報告することとなっております。

次に、核原料物質開発促進臨時措置法案について申し上げます。ウラン鉱などの開発は、他の鉱物とは異なり、全く新規のものであり、相当の資金と技術とを要し、かつ、企業リスクの多い事業でありますので、当分の間、国ないしこれに準ずる機関がみずから探鉱を行う必要が痛感されるのであります。このため、原子燃料公社と地質調査所が探鉱を実施して参ることになるわけであり、この探鉱を支援なく行つたために必要とする土地の立ち入り、使用などの手続を定めるとともに、ウラン鉱等の開発、特に探鉱を促進するために必要な諸措置と助成とを

規定する臨時法となつておるのであります。

両案は、三月十二日本委員会に付託され、十三日提案理由の説明を聴取いたしました後、数回にわたつて熱心活発なる質疑を行つたのであります。その詳細は速記録に譲ることといたします。

かくて、三月二十七日採決を行つた結果、両案はいずれも全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第三 交付税及び譲与税配付金特別会計

金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 余剰農産物資金融通特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 船員保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(杉山元治郎君) 日程第三、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案、日程第四、余剰農産物資金融通特別会計法の一部を改正する法律案、日程第五、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案、日程第六、船員保険特別会計法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長松原喜之次君。

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案
交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案
計法の一部を改正する法律案
交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第三号)の一部を次のように改正する。
第三条中「、第五條の規定による一般会計への繰入金」を削る。
第四條中「百分の二十二」を「百分の二十五」に改める。
第五條を次のように改める。
第五條 削除
附 則
この法律は、公布の日から施行し、改正後の第三條から第五條までの規定は、昭和三十一年度分の予算から適用する。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

余剰農産物資金融通特別会計法の一部を改正する法律案

余剰農産物資金融通特別会計法の一部を改正する法律案

余剰農産物資金融通特別会計法(昭和三十一年法律第三号)の一部を次のように改正する。
第三條第一項中「借入資金の償還金及び利子」の下に「一時借入金の利子」を加える。
第十二條の見出しを「借入資金の負担」に改め、同條第二項を削る。
第十四條を第十六條とし、第十三條を第十五條とし、第十二條の次の二條を加える。
(一時借入金)
第十三條 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をする事ができる。
2 前項の規定による一時借入金は、当該年度内に償還しなければならぬ。
3 第一項の規定による一時借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

(国債整理基金特別会計への繰入)

第十四條 借入資金の償還金及び利子、前条第一項の規定による一時借入金の利子並びに借入資金の償還に關する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金

昭和三十一年三月三十日 衆議院會議録第二十九号 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案外三案

特別会計に繰り入れなければならない。
ない。

附則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の第三条、第十三条及び第十四条の規定は、昭和三十一年度の予算から適用する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律

厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「保険料」の下に、「一般会計ヨリ受入金」を加える。

第十八条ノ六中「昭和三十一年度以降七箇年度間」を「昭和三十一年度及昭和三十一年度以降六箇年度間」に改め、同条を第十八条ノ七とし、第十八条ノ二から第十八条ノ五までを一条ずつ繰り下げ、第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条ノ二 健康勘定、日雇健康勘定及年金勘定ノ各積立金中第九條第一項ノ規定ニ依リ業務勘定ヨリ組入レラレタル金額ニ相当スル部分ハ予算ノ定ムル金額ヲ限リ健康保険事業、日雇労働者健康保険事業及厚生年金保険事業ノ業務取

扱ニ關スル諸費ニ充ツルタメ業務勘定ニ繰入ルルコトヲ得

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

船員保険特別会計法の一部を改正する法律案

船員保険特別会計法の一部を改正する法律

船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二中「一般会計から受け入れた金額」の下に「（船員保険法第五十八条の二の規定による補助金として受け入れた金額を除く。）」を加え、「船員保険法」を「同法」に改める。

第二十六条中「昭和三十一年度以降六箇年度間」を「昭和三十一年度及昭和三十一年度以降五箇年度間」に改め、同条第二項中「一般会計から受け入れた金額」とあるのは、「一般会計から受け入れた金額（第二十六條の規定による受入金を除く。）」を「船員保険法第五十八条の二の規定による補助金として受け入れた金額」とあるのは、「（船員保険法第五十八條の二の規定による補助金として受け入れた金額及び第二十六條の規定により繰り入れられた金額）」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔松原喜之次君登壇〕

○松原喜之次君 ただいま議題となりました四法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、別途今国会に提案されました地方交付税法の一部を改正する法律案及び入場譲与税法の一部を改正する法律案に相伴って、交付税及び譲与税配付金特別会計法についても所要の改正を行おうとするものであります。すなわち、第一に、地方交付税の総額の引き上げに伴いまして、交付税及び譲与税配付金特別会計法においても、毎会計年度、地方交付税相当分として一般会計からこの会計に繰り入れるべき金額を、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額の百分の二十二から百分の二十五に引き上げることにいたしております。第二に、入場譲与税として都道府県に譲与する金額が、現行の入場税収入額の十分の九相当額から、その全額に引き上げられることに伴いまして、この特別会計法においても、毎会計年度、入場

税収入額の十分の一相当額を一般会計へ繰り入れるという従来の制度を廃止することといたしております。

次に、余剰農産物資金融通特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、先般調印を了し、別途今国会に提案されました第二次の農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基いて借り入れる資金の受け入れと、この会計が行う貸付との間の時間的なズレを調整するため、支払い上現金に不足を生ずるとき場合に、この会計の負担において一時借入金をすることができるとしたことをとするものであります。なお、この措置は、昭和三十一年度における第一次協定に基いて借り入れた資金についても臨時的措置としてとられたのであります。三十一年度以降の分についても同様の措置を講じようとするものであります。

次に、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、別途今国会に提案されました健康保険法等の一部を改正する法律案により、政府が行う健康保険事業の執行に要する費用の一部を国庫において補助することとなるに伴いまして、厚生保険特別会計の健康勘定の歳入に、一般会計からの受入金という事項を加えるとともに、この勘定の歳

入不足を補てんするため、昭和三十一年度以降七カ年度間、毎年度十億円を限度として一般会計から補てんすることとなるのを、昭和三十一年度分についてはこれを取りやめ、昭和三十一年度以降に繰り延べることに改めようとしたしております。また、健康勘定、日雇健康勘定及び年金勘定の各積立金のうち、業務勘定から組み入れた金額を限度として、予算で定める金額を業務の取扱いに関する経費に充てるため、業務勘定に繰り入れることができることといたしております。

最後に、船員保険特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、別途今国会に提案されました船員保険法の一部を改正する法律案により、船員保険事業のうち、療養給付等の一部について国庫で補助する措置が行われることとなるに伴いまして、一般会計からの受入金の精算規定等について所要の改正を行うとともに、療養給付等に要する費用の財源の一部に充てるため、昭和三十一年度以降六カ年度間、毎年度二千五百万円を限度として、一般会計から船員保険特別会計に繰り入れることができることとなるのを、昭和三十一年度分についてはこれを取りやめ、昭和三十一年度以降に繰り延べることにいたそうとするものであります。

以上の四法律案につきましては、審議の結果、去る二十七日質疑を打ち切り、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、いずれも起立多数をもって原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(杉山元治郎君) 討論の通告があります。これを許します。有馬輝武君。

〔有馬輝武君登壇〕

○有馬輝武君 私は、ただいま議題となりました余剰農産物資金融通特別会計法の一部を改正する法律案外三法律案について、日本社会党を代表いたしまして反対の討論をいたさんとするものであります。(拍手)

最初に、余剰農産物資金融通特別会計法の一部を改正する法律案について、反対の理由を明らかにいたします。

私たちは、農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との協定自体が日本にとつていかに不利益なものであるかというところを、しばしば指摘して参りました。受け入れ価格は割高であり、その上、運送は米国船優先になつており、見返り円の使途についても多くの制約が加えられているからであります。最も遺憾なことは、この余剰農産物の受け入れによつて国内産の農産物が極度に圧迫されることとあります。(拍手)この協定の実施によつて、わが国の現行食糧管理制度の機能は麻痺し

始め、食糧増産対策、食糧自給度の向上など、根柢からゆさぶられておるのであります。この事実さらに拍車をかけ、現内閣の外交、貿易に対する無定見さと、国内農業に対する冷酷な仕打ちを露呈しているというのが本法律案であります。(拍手)政府が輸入業者のために、一切の契約、運送の世話をすばかりでなく、代金支払いを、農産物がわが国の港に到着して業者の手に渡るまで待つてやろうとしております。一方では、電源開発、農地開発、あるいは日本生産性本部への貸付を急ぐあまり、業者の代金支払いがあるまで、政府が二十億もの借入れをやつてこれに充てようとしておるのであります。政府が特定輸入業者をこれほどまで優遇してやる必要はさうもないのであります。

反対理由の第二は、この特別会計の資金運用計画が当を得ていないこととあります。余剰農産物の受け入れは、その影響が国内農民に転嫁されるのであるから、その償いといつたしまして見返り資金は、国内農業開発のため、優先的に、かつ重点的に使われるのが至当であります。しかるに、本年度資金運用部計画の中に、生産性本部貸付金十億円なるものがあります。これは単なるトンネルであつて、商工中金に、二分五厘の利ざやを取つて、また貸しするものであります。政府は、商工中金の利子を引き下げるとか、あ

るいは生産性向上に資するとか、体のいい説明を加えておりますけれども、これは明々白々たるピンはねを許していることにはかならないのであります。(拍手)生産性本部に二千五百万円ものピンはねをさせる理由がどこにあるでございましょうか。

反対理由の第三は、必要以上の過剰輸入が行われているということとあります。本年度分の葉タバコ千五百トンのごとき、まさにそれです。政府は、アメリカ産の黄色種のかおりの高い原料を入れて、品質の改善を行なつて愛煙者を喜ばしてやるのだというふうな、体のいい説明をいたしております。ところが、当の専売公社では、三年分のストック一万吨があつて、輸入の必要はないのでありますけれども、輸入の必要はないのでありますけれども、政府の御命令であるからやむを得ませんでしたと、みずから言明して、過剰輸入であることを告白いたしておるのであります。(拍手)

以上あげました三つの理由からだけでも、われわれは本法律案に断固として反対せざるを得ないのであります。(拍手)

次に、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案に対する反対の理由を申し上げます。

政府は、今国会に地方交付税法の一部を改正する法律案並びに入場譲与税法の一部を改正する法律案を提出いたしまして、交付税率を百分の二十二から

百分の二十五に引き上げ、入場譲与税の全額を地方に譲与することによつて、本年度の財政需要額は、赤字を出さずに、この財源をもつて充足されることとしております。政府がこの措置をもつて地方財政の赤字克服なれりといひますならば、ごまかしもはなはだしいものといわざるを得ません。(拍手)業界、地方住民の反対はもとより、与党の中でも一部の良心的な方々の反対を押し切つて、与党では、すでに、軽油税、固定資産税、都市計画税など、地方税の増税を決定いたしているではありませんか。(拍手)

昨年の十二月二十五日、現内閣は、その閣議で、地方財政の再建に關しまして、地方財政についてはその根本的健全化をはかり、今後赤字の発生を見ざるよう抜本的な施策を講ずると決定いたしましたところで、ところが、本法律案の審議の過程で、政府は国税と地方税の関連についても将来の検討に待たなければならぬと答弁して、閣議決定など夢のように忘れ去られておるのであります。(拍手)公約の、赤字克服の根本的な立て直しなどそのうちのけで、減税どころか、実質的には増税の一途をたどっている施策には、もはや、あきれけるものが言えないのであります。(拍手)かくして、吉田内閣、鳩山内閣の積年の政治の貧困が——地方自治体、地方住民は、その貧困の結果を、いやおうなく、しわ寄せさせられて

ているのであります。(拍手)これが本法律案に対する反対の理由であります。

次に、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案並びに船員保険特別会計法の一部を改正する法律案に対して、反対の理由を明らかにいたします。

反対理由の第一は、政府管掌の各種健康保険は日本の社会保障制度の中核をなすものであつて、これらの保険はそれぞれ全体の調和と調整の中に改正が考えられなければならないのに、その不均衡が無視されたまま放置されておるのであります。(拍手)たとえば、国民保険の国庫負担が療養費の二割であるのに対して、健康保険では医療費の補助がなかつたのであります。今回三十億を補助しようとしておりますけれども、国民保険並みの二割としますと、少くとも百六十億を要するのであります。保険財源を一部雇い主が負担するからというやうな理由で、補助率のはなはだしい相違がそのまま放置されているのであります。さらに、国庫補助の額をどのようにすべきか、あるいは一部負担がどうあるべきか、こゝろの点についても、今年度は、ただその調査費用を計上したにとどまり、全体の調和と調整はあけて将来に残されているのであります。(拍手)

反対理由の第二は、健康勘定に生じた赤字を被保険者の一部負担などに求めんとする政府の不当な措置についてであります。政府管掌健康保険の被保険者の大半が中小企業、零細企業に依存しており、政府のこうした経済政策、財政政策、産業政策の一番大きな被害をこうむったのがこれらの業者並びに労働者であり、その賃金報酬実額の減少が保険経済に響いていることは争えない事実であります。このような赤字は、当然国の財政によって全額見込まるべきであります。

反対理由の第三は、千三百四十八億に上る厚生年金の積み立てについて、今年度の還元融資の原資が三百十五億しか見込まれていないことであり、労働者、零細企業者の貴重な積み立てである以上、これらの人々のために、むしろ還元融資のワケを増大すべきであります。にもかかわらず、いまだにこのようななまぬい管理を続けおるところの大蔵大臣の責任は重大だと申さなければなりません。(拍手)

反対理由の第四は、船員法第八十九条で、船員が業務上負傷したり、または疾病にかかった場合は、船舶所有者に全額その費用の負担を命じているにもかかわらず、今回の改正で、一部を被保険者の負担にしたことではありません。その後船主が支払う立てかえの方法がとられているとは申せ、実際には請求などできるものではないの

で、十分な療養を妨げることはなほだし、明らかな健康制度の後退であると断ぜざるを得ないのであります。(拍手)この二法律案に照応する健康保険法の一部を改正する法律案並びに新医療費体系が、保険医の総辞退など国民の反響にあつて、ゆゆしい事態を引き起していることと相俟つて、鳩山内閣の社会保障制度に対する不誠意と怠慢はここにきままりといわなければならないのであります。(拍手)

以上申し述べたように、不利益な協定で日本の農民を圧迫し、減税の公約を裏切り、社会保障制度を後退せしめるところの四法律案に対しまして、断固たる反対の意思を表明して、私の反対討論を終らんとするものであります。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) これにて討論は終局いたしました。
四案を一括して採決いたします。四案の委員長の報告はいずれも可決であります。四案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○副議長(杉山元治郎君) 起立多数。よつて、四案とも委員長報告の通り可決いたしました。

日程第七 罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律案(法務委員長提出)

○副議長(杉山元治郎君) 日程第七は委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。

日程第七、罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律案を議題といたします。提出者の趣旨を明を求めます。法務委員長高橋順一君。

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律案
罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律案

災	害	地	区
昭和三十一年三月二十日秋田県能代市におこつた火災	秋田県能代市		

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔高橋順一君登壇〕

○高橋順一君 ただいま議題となりました罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律案につきまして、提案の理由並びにその要旨を御説明申し上げます。

御承知のように、昭和三十一年三月二十日午後十一時ごろ、秋田県能代市島町二十番地より出火した火災は、折柄北々東十五メートルの強風にあおられ、たちまち西方に延燃し、店舗、住宅等の木造建築物の密集地帯を総なめにし、二十一日午前六時ごろ、同市の最西端に至り、ようやく鎮火いたしました。この焼失戸数約千五百戸、罹災人員約六千名、焼失面積九万五千坪、被害見積り額は二十億に達したのであります。同市には昭和二十四年二月二十日にも焼失家屋千七百戸という大火災が発生しているのであります。

たび重なる災害をこうむられました能代市民各位に對しまして、深く御同情申し上げる次第であります。

さて、かかる災害に対する国の措置といたしましては災害救助、免稅等の方途もありますが、今回の罹災区域における借地率三六%、借家率一六%に及ぶ実情から見ましても、今後激しい住宅紛争の起るであらうことも予想されるところでありますので、法務委員会におきましては、これら住宅を失つた罹災者を保護し、かつ同市の復興再建の一助とするため、罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二を早急に発動し、同法を同市の今次災害にも適用する必要があるものと認め三月二十八日全会一致をもつて委員会の成案を得た次第であります。

以上、提案の趣旨を御説明申し上げました。何とぞ御賛成あらんことを希望いたします。(拍手)
○副議長(杉山元治郎君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

日程第八 工業用水法案(内閣提出)
中小企業振興資金助成法案(内閣提出)

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、纖維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めらるの件

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、日程第八とともに、中小企業振興資金助成法案及び地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、纖維製品検査所の出張所の設置に

関し承認を求めるの件を追加して、三件を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(杉山元治郎君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

日程第八、工業用水法案、中小企業振興資金助成法案、地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件、右三件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。商工委員会理事鹿野彦吉君。

工業用水法案

工業用水法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 井戸(第三条―第十四条)
- 第三章 工業用水審議会(第十五条―第二十一条)
- 第四章 雑則(第二十二条―第二十七条)
- 第五章 罰則(第二十八条―第三十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定の地域に於いて、工業用水の合理的な供給

を確保するとともに、地下水の水源の保全を図り、もつてその地域における工業の健全な発達に寄与し、あわせて地盤の沈下の防止に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「井戸」とは、動力を用いて地下水(温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)による温泉を除く。以下同じ。)を採取するための施設であつて、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。)が二十一平方センチメートルをこえるもの(河川法(明治二十九年法律第七十一号)による河川及び河川附近の土地の区域内のものを除く。)をいう。

2 この法律で「工業」とは、製造業(物品の加工修理業を含む)、電気供給業及びガス供給業をいう。

第二章 井戸

(許可)

第三条 政令で定める地域(以下「指定地域」という。)内の井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供しようとする者は、井戸ごとに、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積を定め、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の政令は、地下水を工業の用に供するため採取したことによ

り、地下水の水位が異常に低下し、塩水若しくは汚水が地下水の水源に混入し、又は地盤が沈下している一定の地域について、その地域において工業の用に供すべき水の量がきわめて大であり、地下水の水源の保全を図るためにはその合理的な利用を確保する必要がある、かつ、その地域に工業用水道がすでに布設され、又は一年以内にその布設の工事が開始される見込がある場合に定めるものとする。

3 通商産業大臣及び建設大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、その政令の制定又は改廃により、指定地域となり、又は指定地域でなくなる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見をきかなければならない。

(許可の申請)

第四条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所
- 二 井戸の設置の場所
- 三 井戸のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積

2 前項の申請書には、井戸の設置の場所を示す図面その他通商産業

省令で定める書類を添附しなければならない。

(許可の基準)

第五条 通商産業大臣は、第三条第一項の許可の申請に係る井戸のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が通商産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

2 通商産業大臣は、前項に規定する場合のほか、第三条第一項の許可の申請に係る井戸により地下水を採取することがその指定地域における地下水の水源の合理的な利用に著しい支障を及ぼすおそれがない場合において、その井戸により採取する地下水をその用に供することがその工業の遂行上必要かつ適当であつて、他の水源をもつて代へることが著しく困難なときは、許可をすることができ。

3 通商産業大臣は、第一項の通商産業省令の制定又は改廃を行おうとするときは、大蔵大臣、厚生大臣、農林大臣、運輸大臣及び建設大臣に協議しなければならない。

(経過措置)

第六条 一の地域が指定地域となつた際現にその地域内の井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供している者は、その井戸につ

いて、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積により、第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、その地域が指定地域となつた日から一月以内に、第四条第一項各号の事項を記載した届出書を通商産業大臣に提出しなければならない。

3 前項の届出書には、井戸の設置の場所を示す図面その他通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

(変更の許可)

第七条 第三条第一項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、同項の許可を受けた井戸(以下「許可井戸」という。)のストレーナーの位置を許可を受けた位置より浅くし、又はその揚水機の吐出口の断面積を許可を受けた断面積より大きくしようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 第五条第一項及び第二項の規定は、前項の許可に準用する。

(許可の基準)

第八条 第五条第二項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定によつてする第三条第一項又

は前条第一項の許可には、条件を附することができる。

2 前項の条件は、指定地域における地下水の水源の合理的な利用を図り、又は許可に係る事項の确实な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、その使用者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(氏名等の変更の届出)

第九条 使用者は、その氏名又は名称及び住所に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(許可の承継)

第十条 許可井戸を譲り受け、又は借り受けて、これにより地下水を採取してこれを工業の用に供する者は、その許可井戸に係る使用者の地位を承継する。

2 使用者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、使用者の地位を承継する。

3 前二項の規定により使用者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第十一条 使用者は、次の場合は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

一 許可井戸により地下水を採取すること又はこれにより採取する地下水を工業の用に供することを廃止したとき。

二 許可井戸の揚水機を動力によらないものとし、又はその吐出口の断面積を二十一平方センチメートル以下としたとき。

三 前二号の場合のほか、許可井戸を廃止したとき。

(許可の失効)

第十二条 使用者がその許可井戸につき前条各号の一に該当するに至つたときは、その許可井戸に係る第三条第一項の許可は、その効力を失う。

(許可の取消等)

第十三条 通商産業大臣は、使用者が第七条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けなかったとき、又は第八条第一項の条件に違反したときは、第三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて許可井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供することを停止すべき旨を命ずることができる。

(使用者に対する指示)

第十四条 通商産業大臣は、指定地域における地下水の水源の合理的な利用を確保するため特に必要があると認めるときは、使用者に対し、工業用水道の利用、地下水の使用方法的改善その他の方法を示して、許可井戸による地下水の採取量を減少すべき旨を指示することができる。

第三章 工業用水審議会

(設置)

第十五条 通商産業省に、工業用水審議会を置く。

(権限)

第十六条 工業用水審議会(以下「審議会」という。)は、通商産業大臣の諮問に応じ、工業用水に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第十七条 審議会は、委員十六人以上で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に専門委員を置くことができる。

第十八条 委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び工業用水に関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

(任期)

第十九条 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。

(勤務)

第二十条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(省令への委任)

第二十一条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第四章 雑則

(土地の立入)

第二十二条 通商産業大臣又は建設大臣は、この法律を施行するため地下水の水源又は地盤の状況に関する測量又は実地調査を行う必要があるときは、その職員に他人の土地に立ち入らせることができ

る。

2 通商産業大臣又は建設大臣は、前項の規定によりその職員に他人の土地に立ち入らせようとするときは、立入の日前五日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、立入の際あらかじめその旨を土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前又は日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、第一項の規定による立入をしてはならない。

5 第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6 国は、第一項の規定による立入によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

第二十三条 土地の占有者は、正当な理由がなければ、前条第一項の規定による立入を拒み、又は妨げてはならない。

(報告の徴収)

第二十四条 通商産業大臣は、指定地域における地下水の水源の合理的な利用を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、使用者に対し、その許可井戸の構造及び使用の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第二十五条 通商産業大臣は、指定地域における地下水の水源の合理的な利用を確保するために必要な限度において、その職員に、許可井戸の設置の場所又は許可井戸に係る使用者の工場若しくは事業場に立ち入り、許可井戸その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(聴聞)

第二十六条 通商産業大臣は、第十三条の規定による処分をしようとするときは、

するときは、その処分に係る使用者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、その処分に係る使用者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(異議の申立)

第二十七条 この法律の規定による通商産業大臣の処分に対し不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立をすることができる。

2 通商産業大臣は、前項の異議の申立があつたときは、前条の例により公開による聴聞をした後、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

第五章 罰則

第二十八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万元以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の許可を受けないうで指定地域内の井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供した者

二 第十三条の規定による命令に違反した者

第二十九条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第六条第二項の届出書を提出せず、又は虚偽の届出書を提出した者

二 第九条、第十条第三項又は第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十三条の規定に違反して第二十二條第一項の規定による立入を拒み、又は妨げた者

四 第二十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第二十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中

産業合理化 審議会	産業合理化に関する重要事項を調査審議すること。	産業合理化に関する重要事項を調査審議すること。
工業用水審議会	工業用水に関する重要事項を調査審議すること。	に改める。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

中小企業振興資金助成法
中小企業振興資金助成法

(目的)

第一条 この法律は、中小企業等協同組合の施設及び中小企業者の経営の合理化のための設備の設置に必要な資金の貸付を行う都道府県に対し補助金を交付することにより、中小企業等協同組合の活動を盛んにするとともに中小企業の合理化を促進し、もつて中小企業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「中小企業者」とは、資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、三十人）以下の会社及び個人をいう。

(国の補助)

第三条 国は、都道府県が次に掲げる資金の貸付の事業を行うときは、その都道府県に対し、予算の

(貸付金の限度)

第四条 一の中小企業等協同組合又は中小企業者に対し前条第一項に規定する貸付をすることができ、額は、都道府県が中小企業等協同組合の施設又は中小企業者の経営の合理化のための設備の設置に必要なと認めた金額の二分の一以内とする。

(貸付金の利率及び償還期間)

第五条 第三条第一項に規定する貸付に係る貸付金は、無利子とし、その償還期間は、五年をこえない範囲内で政令で定める期間とする。

(保証人)

第六条 都道府県は、第三条第一項に規定する貸付については、借主にに対し、保証人を立てさせなければならない。

2 前項の保証人は、借主と連帯して債務を負担するものとする。

(期限前償還)

第七条 都道府県は、第三条第一項に規定する貸付をした場合において、借主が次の各号の一に該当するときは、第五条に規定する償還期間の満了前に、その借主に対し、貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

一 貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。

二 貸付金の償還を怠つたとき。
三 その他正当な理由がないのに貸付の条件に違反したとき。

(償還の免除)

第八条 都道府県は、次の各号に掲げる場合において、やむを得ないと認められるときは、通商産業大臣の承認を受けて、第三条第一項に規定する貸付に係る貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる。

一 災害その他借主の責に帰することができない理由により、借主が貸付を受けて設置した施設又は設備が滅失したとき。
二 経済事情の著しい変動により、借主が第三条第一項第一号又は第二号に掲げる資金の貸付を受けて設置した施設であつて政令で定める用途に供されるものの利用が利益を生じなくなつたとき。

(違約金)

第九条 都道府県は、借主が支払期日までに貸付金を償還せず、又は第七条の規定による請求を受けた金額を支払わなかつたときは、支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じその延滞した額百円につき一日三銭の割合で計算した違約金を支払うべきことを請求することができる。

(特別会計)

第十条 都道府県は、特別会計を設置して第三条第一項に規定する事業の経理を行わなければならない。

2 前項の特別会計(以下「特別会計」という。)においては、一般会計からの繰入金、第三条第一項の規定による補助金、償還金(第七条の規定による請求に係る償還金及び前条の違約金を含む。)及び附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金及び第十三条の規定による納付金その他の諸費をもつてその歳出とする。

(補助金の額)

第十一条 国が第三条第一項の規定により交付する補助金の額は、都道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額と同額以内とする。

(事業計画)

第十二条 都道府県は、第三条第一項の規定による補助金の交付を受けた後は、毎年度、通商産業大臣があらかじめ定める基準に従つて同項に規定する事業に関する事業計画を作成しなければならない。

2 都道府県は、前項の事業計画によらなければ、第三条第一項に規定する事業を行つてはならない。

(貸付事業の廃止)

第十三条 都道府県は、第三条第一項に規定する事業を廃止したとき

は、政令で定めるところにより、貸付金の未貸付額及びその後において支払を受ける貸付金の償還額の合計額に、同項の規定による補助金の額及びその都道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れた金額の合計額に対する同項の規定による補助金の額の割合を乗じて得た額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第二条及び第三条の規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 都道府県は、第三条第一項の規定による補助金の交付を受けたときは、国が昭和二十二年年度から昭和二十八年年度までに共同施設の設置のための補助金であつて政令で定めるものを交付した者に対して有する債権を承継するものとする。

2 都道府県は、前項の規定により承継した債権に係る債務を免除しよとするときは、政令で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

3 第一項の規定により承継した債権に係る収入金は、第三条第一項

の規定による補助金とみなして第十条第二項及び第十三条の規定を適用する。

第三条 道府県が第三条第一項の規定による補助金の交付を受けたときは、国が昭和二十九年年度及び昭和三十年年度において中小企業等協同組合の共同施設の設置及び中小企業の設備の近代化のために交付した補助金に係るその道府県の国に対する義務は、免除されたものとなるものとする。ただし、通商産業大臣は、道府県がその補助金の交付の条件に違反したときは、その補助金の返還を命ずることができる。

2 第八条の規定は、道府県が前項に規定する昭和二十九年年度及び昭和三十年年度における国からの補助金を財源の一部として交付した資金に係る債務を免除しよとする場合に準用する。

3 第一項に規定する昭和二十九年年度及び昭和三十年年度における国からの補助金を財源の一部として交付した資金に係る収入金は、特別会計の歳入とする。

4 前項に規定する収入金は、政令で定めるところにより、二の部分に分けてそれぞれ第三条第一項の規定による補助金及び道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計

から特別会計に繰り入れた金額とみなして第十三条の規定を適用する。

中小企業振興資金助成法案に対する修正案
中小企業振興資金助成法案に対する修正

中小企業振興資金助成法案の一部を次のように修正する。
附則第一条中「昭和三十一年四月一日」を「公布の日」に改める。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、繊維製品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるの件
通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)第二十二條第一項の規定に基づき、和歌山県伊都郡高野町に新たに神戸繊維製品検査所高野出張所を設置することについて、地方自治法第五十六條第六項の規定により国会の承認を求め

る。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔鹿野彦吉君登壇〕

○鹿野彦吉君 ただいま議題となりました工業用水法案外二件について、商工委員会における審議の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

まず、工業用水法案について申し上げます。

御承知の通り、工業用水は、原材料や動力と並んで、工業生産上不可欠のものでありまして、その豊富低廉な用水の確保は、わが国産業発展上きわめて重要であります。従来ほとんど積極的な対策が講ぜられていなかったもので、最近では用水事情の悪化を来たし、特に工場密集地域においては、地下水の過度のくみ揚げによって、水源の枯渇、塩水混入及び地盤沈下などの事態が生じており、工業生産の維持発展上ことに重大な障害となつておるのであります。このため、工業地帯における産業立地条件整備の総合的施策の一環として、工業用水道の布設を促進し、これに要する費用の四分の一の国庫補助を行つたなど、必要な助成措置をとる一方、地下水の過度のくみ揚げを防止して地下水の保全をはかり、かつ、地盤沈下の防止をもあわせて行う必要があるものであります。

次に、本法案の内容の概略を申し上げます。第一に、工業用地下水の過度のくみ揚げによって弊害が著しく現われておる重要な工業地域を政令で指定し、かつ、その地域において新たに一定の規模以上の井戸によって工業用水を採取する場合には通商産業大臣の許可を要することとしたのであります。第二に、新設井戸の許可について

は、指定地域ごとに、その深さ及び規模について一定基準を設け、これに適合する場合に許可をすることのほか、工業生産上特に必要かつ適当と認められる場合には、地下水源に著しい支障のない限り、この一定基準に適合しない場合でも許可をすることとしたのであります。第三に、指定地域内の既存の井戸については、地下水源の合理的利用のため特に必要があると認めるときは、通商産業大臣は、工業用水道への転換、地下水使用法の合理化などについて、適切な指示をすることができるといたしましたのであります。

本法案は、三月十四日本委員会に付託せられ、翌十五日政府委員より提案理由の説明を聴取いたしましたのであります。次いで、二十三日質疑に入り、越えて二十七日及び二十八日と慎重審議を行い、二十八日質疑を終了いたしました。その内容の詳細については会議録を御参照願います。

引き続き、本法案を討論に付しましたところ、自由民主党を代表して小笠公昭君、及び日本社会党を代表して山口文太郎君より、それぞれ賛成の意を表明されたのであります。討論終了の後、採決いたしましたところ、全会一致をもって可決いたしましたのであります。

なお、採決の後、日本社会党山口文太郎君より本法案に対する附帯決議案

が提出され、その趣旨弁明の後、これ採決いたしましたところ、全会一致をもって可決いたしました次第であります。決議の詳細は会議録を御参照願うことといたし、朗読を省略いたします。

次に、中小企業振興資金助成法案について申し上げます。

わが国の中小企業対策として、協同組合制度が最も基本的な制度の一つであることは、申すまでもないことである。従いまして、昭和二十二年以来、中小企業協同組合の生産、加工、検査、試験、輸送、保管などの共同設備並びに組合員の経営の合理化をはかるために、都道府県と協力して、これらの共同施設に対して補助金を交付して参つたのであります。また、一方産業の基礎的地位を占めております中小企業者は、遺憾ながら資本力、信用力が薄弱となつておりますので、昭和二十九年より、それまで都道府県が実施いたしておりました中小企業の設備近代化のための融資に対しましても補助金を交付し、その経費の半額を無利子で貸与いたして参りましたのであります。以上が従来実施して参つた措置の概要であります。最近特に現行制度に基く資金需要の対象の件数も多きを加え、その管理、回収も長年月にわたります関係上、この制度の責任分野を明らかにいたしますとともに、内容

を一そう拡充、整備しまして、資金の反復利用を可能ならしめ、もつて本制度の効果を最高度に発揮せしめようとするものであります。以上が本法案の提案の趣旨であります。

次に、内容の要点を申し上げます。第一に、都道府県に協同組合の共同施設並びに中小企業の経営の合理化のための設備を設置するのに必要な資金の貸付を行う特例会計を設けさせることとしたのであります。第二に、国は都道府県が特別会計に繰り入れる資金と同額以内の補助金を交付し、両者を合せて回転、運用せしめることとしたのであります。第三に、特別会計からの貸付金は無利子、無担保として、ただ保証人を必要とし、償還期限は五年以内としたのであります。第四に、貸付金の最高限度は必要資金の二分の一以内としたのであります。第五に、国より補助金を受けた都道府県は、主務大臣が規定した基準に従つた事業計画を作成しなければならぬこととしたのであります。なお、昭和三十一年度国の予算において補助金四億七百万円が計上されております。

本法案は、三月十四日当委員会に付託せられ、翌十五日政府委員より提案理由を聴取いたしましたのであります。二十八日には本法案の内容の詳細にわたりますして政府委員より聴取いたし、三十日質疑に入りまして、質疑の内容は会議録を御参照願います。

次に、自由民主党小笠公昭君より修正案が提出せられ、提案の趣旨弁明があり、次に討論に入り、社会党松平忠久君の討論終了後、修正案につき採決いたしましたところ、全会一致をもって可決いたしました。次に、修正部分を除く原案につき採決いたしましたところ、これまた全会一致で可決いたしました。

次いで、社会党松平忠久君より附帯決議が提案され、趣旨説明が行われ、これにつき採決いたしましたところ、全会一致をもって可決いたしました次第であります。

次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に関し承認を求める件について御報告申し上げます。

繊維製品検査所は、輸出品取締法に基いて輸出絹、人絹織物検査表示を行うとともに、その他の輸出繊維製品については、民間検査機関において行う検査表示の監督を実施いたして、現在、京都以下八カ所に本所を、東京以下二十五カ所に支所及び出張所を設置いたしております。今回繊維製品検査所の出張所を設置しようとする和歌山県高野口地方は、戦前から輸出入絹シル織物の生産が旺盛でありましたが、戦後においても、昭和二十五年ごろより輸出の引き合いがあり、その生産高も逐年増加し、昭和三十年におけ

の出張検査高は約四百五十万ヤールに達し、戦前に比較し約五倍の検査高であります。従いまして、検査業務の能率を上げ、業界の便宜をはかるために、同地に出張所を設置しようとするものであります。

本件は、三月二十九日当委員会に付託せられ、三十日政府委員より提案理由を聴取いたしました。本件については質疑、討論もありませんので、直ちに採決に入りましたところ、全会一致をもって承認を与えることと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(杉山元治郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第八及び中小企業振興資金助成法案の両案を一括して採決いたします。日程第八の委員長の報告は可決、中小企業振興資金助成法案の委員長の報告は修正であります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告の通り決しました。

次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件につき採決いたします。本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

告の通り承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出)
官庁營繕法の一部を改正する法律案(田中角榮君外九名提出)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案、田中角榮君外九名提出、官庁營繕法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(杉山元治郎君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案、官庁營繕法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員会理事萩野豊平君。

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項を次のように改める。

第十五条 保証事業会社は、事業年度末においてまだ経過していない保証契約があるときは、左の各号に掲げる金額のうちいずれか多い金額を、事業年度ごとに責任準備金として計上しなければならない。

一 当該保証契約の保証期間のうちまだ経過していない期間に対応する保証料の総額に相当する金額

二 当該事業年度において受け取つた保証料(当該保証料に係る保証契約の解約により返還した保証料を除く)の総額から当該保証料に係る保証契約に基いて支払つた保証金(当該保証金の支払に基く保証契約者からの収入金を除く)及び保証金以外の支払金、当該保証料に係る保証契約のために積み立てるべき支払備金並びに当該事業年度の事業費の合計額を控除した残額に相当する金額

業費の合計額を控除した残額に相当する金額

第十六条第一号及び第二号中「当該事業年度において締結された」を削る。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

官庁營繕法の一部を改正する法律案

官庁營繕法の一部を改正する法律案

官庁營繕法(昭和二十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

官公庁施設の建設等に関する法律

第一条中「官公庁施設等」を「官公庁施設及び維持管理並びに一団地の官公庁施設等」に改める。

第二条を次のように改める。
(用語の定義)

第二条 この法律において「建築物」とは、建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第二条第一号に規定する建築物及び当該建築物に係る建築設備をいう。

2 この法律において「官公庁」とは、建築物の建築、修繕又は模様替をいう。

3 この法律において「庁舎」とは、国家機関がその事務を処理するために使用する建築物をいい、学校、病院及び工場、刑務所その他の収容施設並びに自衛隊の部隊及び機関が使用する建築物を除くものとする。

4 この法律において「合同庁舎」とは、二以上の各省各庁の長が使用する庁舎をいう。

5 この法律において「一団地の官公庁施設」とは、都市計画法(大正八法律第三十六号)の規定による都市計画として法定された一団地の国家機関又は地方公共団体の建築物及びこれらに附帯する通路その他の施設(以下「附帯施設」という)をいう。

6 この法律において「各省各庁の長」とは、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣をいう。

7 この法律において「建築設備」、「主要構造部」、「耐火構造」、「防火構造」、「不燃材料」、「建築」及び「特定行政庁」の意義は、それぞれ建築基準法第二条に定めるところによる。

第五条の次に次の二条を加える。
(一団地の官公庁施設)
第五条の二 一団地の官公庁施設に属する国家機関又は地方公共団体

の建築物（建築設備を除く。以下この条及び次の条において同じ。）の建築及びこれらの附帯施設の建設は、当該一団地の官公庁施設に係る都市計画に基いて行わなければならない。

2 前項に規定する建築物を建築するときは、第七条第一項の規定の適用がある場合のほか、当該建築物の主要構造部を耐火構造とするように努めなければならない。

（一団地の官公庁施設の境域内の建築制限等）

第五条の三 一団地の官公庁施設の境域内において、当該一団地の官公庁施設以外の建築物を新築し、改築し、又は増築しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、当該都道府県の規則で許可を要しないと規定したときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物が次の各号に掲げる要件を具備すると認めるときは、これを許可しなければならない。

一 容易に移転し、又は除却することができ構造のものであること。

二 階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。

3 都道府県知事は、第一項の規定

によつてする許可に、当該一団地の官公庁施設に係る都市計画に必要となる条件を附することができる。

4 都道府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により附した条件に違反した者がある場合においては、その者又はその者から違反に係る建築物についての権利を承継した者に対し、あらかじめ職権を行つた上、相当の期限を定めて、当該建築物の移転又は除却を命ずることができる。

第六条の見出しを（庁舎の合同建築）に改める。

第九条第一項中「営繕計画書」を「営繕及びその附帯施設の建設に関する計画書（以下「営繕計画書」という。）」に改め、同条第二項中「建築物」の下に「及びその附帯施設」を加え、「建築設備」を削る。

第九条の次に次の二条を加える。

（建設大臣の行う営繕等）

第九条の二 国費の支弁に属する次の各号に掲げる営繕及び建設並びに土地又は借地権の取得は、建設大臣が行うものとする。

一 一団地の官公庁施設に属する国家機関の建築物の営繕及びその附帯施設の建設（第三号イ、ロ及びヘに掲げるものを除く。）
二 合同庁舎の営繕及びその附帯施設の建設（第三号イ、ロ及びヘに掲げるものを除く。）

三 前二号に掲げるもの並びに建設大臣の所管に属する建築物の営繕及びその附帯施設の建設のほか、次に掲げるものの以外の建築物の営繕又は附帯施設の建設

イ 衆議院議長又は参議院議長の所管に属する議事堂の営繕及びその附帯施設の建設

ロ 特別会計に係る建築物の営繕及びその附帯施設の建設

ハ 受刑者を使用して実施する刑務所その他の収容施設の営繕及びその附帯施設の建設

ニ 復旧整備のための学校の営繕及びその附帯施設の建設

ホ 防衛庁の特殊な建築物の営繕及びその附帯施設の建設

ヘ 建築物の営繕及びその附帯施設の建設で、一件につき総額二百万円をこえないもの

四 第一号又は第二号に掲げる建築物の営繕及びその附帯施設の建設並びに建設大臣の所管に属する建築物の営繕及びその附帯施設の建設に必要な土地又は借地権の取得

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情により建設大臣以外の各省各庁の長が行うことを適当とする建築物の営繕若しくは附帯施設の建設又は土地若しくは借地権の取

得については、当該各省各庁の長が建設大臣と協議してこれを行うことができる。

（国家機関の建築物等の維持管理）
第九条の三 各省各庁の長は、その所管に属する建築物及びその附帯施設を適正に維持管理しなければならない。

2 前項の維持管理については、政令で、その技術的基準を定めることができる。

第十条の見出しを「官庁営繕審議会」を「官公庁施設審議会」に改め、

同条第三項及び第四項を削り、同条中「官庁営繕」を「この法律の施行に、官庁営繕審議会を」「官公庁施設審議会」に改める。

第十一條第二項中「関係国家機関」の下に「及び地方公共団体」を加え、「及び」を並びに改める。

第十二條を次のように改める。

第十二條 建築物に関する勧告（国家機関の建築物に関する勧告等）

第十二條 建設大臣は、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造並びに合同庁舎について基準を定め、その実施に関し関係国家機関に対して、勧告することができる。

2 建設大臣は、関係国家機関に対して、この法律の施行に関して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

3 建設大臣は、国家機関の建築物及びその附帯施設の維持管理の適正を図るため、必要があると認めるときは、部下の職員をして、実地について指導させることができる。

附 則
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2 昭和三十一年度以前の予算に係る国家機関の建築物の営繕又はその附帯施設の建設で、この法律の施行の際現に各省各庁の長がこれらの工事を行つてゐるものについては、第九条の二第一項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

（建設省設置法の一部改正）

3 建設省設置法（昭和二十三年法律百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十六号を次のように改める。

二十六 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律百八十一号）の施行に関する事務を行うこと。

第三条第二十七号を次のように改める。

二十七 削除

第四条第七項中「及び第二十七

号」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第十條第一項の表中官庁營繕審議會の項を次のように改める。

官公庁施設審議會	建設大臣の諮問に応じて官公庁施設の建設等に関する法律の施行に關する重要事項を調査審議し、当該事項について關係国家机关に意見を述べること。
----------	--

第十二條第一号の次に次の一号を加える。

一の二 国費の支弁に關する建築物の營繕及びその附帯施設の建設並びにこれらに必要な土地又は借地権の取得を行うこと、關係国家机关に對して官公庁施設の建設等に関する法律の施行に關して必要な報告又は資料の提出を求めること並びに國家機關の建築物及びその附帯施設の維持管理に關する実地についての指導に關すること。

第十二條第二号中「国費の支弁に關する建築物の營繕並びに」を削る。

4 北海道開発法（昭和二十五年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第二号を次のように改める。

一の二 国費の支弁に係る建築物の營繕及びその附帯施設の

建設並びにこれらに必要な土地又は借地権の取得で建設省の所掌するものを行うこと、關係国家机关に對して官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第八十一号）の施行に關して必要な報告又は資料の提出を求めること並びに國家機關の建築物及びその附帯施設の維持管理に關する実地についての指導に關すること。

二 公共団体、住宅金融公庫、日本住宅公団、日本国有鉄道、日本専売公社又は日本電信電話公社の委託に基く建設工事、建設工事の設計及び建設工事の工事管理並びに建設工事事務機械の修理及び運転を行うこと。

（地方自治法の一部改正）

5 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号（百二十三）の次に次のように加える。

百二十三の二 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第八十一号）の定めるところにより、一団地の官公庁施設の境域内における建築物の新築、改築又は増築の許可に關する事務を行い、及び違反建築物に對してその移転又は除却を命ずること。

官庁營繕法の一部を改正する法律案に對する修正案

官庁營繕法の一部を改正する法律案に對する修正

官庁營繕法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一條の改正規定中「維持管理」を「保全」に改める。

第九條の三の見出し及び同條第一項中「維持管理」を「保全」に改め、同條第一項中「附帯施設」の下に「政令で定める技術的基準に従ひ」を加え、同條第二項を削る。

第十二條第一項の改正規定中「並びに合同庁舎」を削り、同條第三項の改正規定中「維持管理」を「保全」に改める。

附則第三項中の建設省設置法第十二條第一号の二の改正規定及び附則第四項中の北海道開発法第十二條第一項第一号の二の改正規定中「維持管理」を「保全」に改める。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔荻野豊平君登壇〕

○荻野豊平君 ただいま議題となりました公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の結果を御報告申し上げます。まず、本法案の提案の理由並びに内容について申し上げます。

現在公共工事の前払金保証事業に關する法律に基き保証事業を営んでゐる保証事業会社は全国で三社でありまして、前払い金の円滑なる支出により公共工事の適正な施工に顯著な効果をおさめてゐるのであります。しかしながら、本事業の發展に伴ひ、その反面において保証事故の増加も予想され、この場合における保証事業会社の保証能力を確保する必要があるもので、この際その責任準備金及び支払い備金の算出方法を改めようとするものであります。

本法案は三月十六日本委員会に付託されたのであります。その詳細は會議録に譲ることにいたします。

かくて、三月三十日討論を省略して採決の結果、全会一致をもつて原案通り決すべきものと決定した次第であります。

次に、官庁營繕法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

官庁營繕法につきましては、さきに第十国会において成立いたしました現行官庁營繕法に基いて、營繕計画の統一とその合理化をはかつてゐるのであります。官庁建築物の災害の防除、公衆の利便と公務の能率の増進等をはかるという本法の目的を推進するには、なお不十分な点が少くないのであります。従つて、この際、現行法を一

部改正し、新たに官公庁施設の集團的建設を実施すること、官庁建築物の保全に關する技術的基準を設けること等の点について規定を設け、さらに統一的、計画的な營繕を推進しようというのが本法案の要旨であります。

本法案は、去る三月二十六日本委員会付託せられ、三月三十日に至るまで前後數回にわたつて審査を行なつたのであります。その詳細につきましては會議録に譲ることといたします。

次いで、自由民主党の内海安吉君より、原案の字句の一部につき修正案が提出されました。

かくて、質疑を終り、討論を省略して、修正案並びに修正部分を除く原案についてそれぞれ採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもつて修正議決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（杉山元治郎君） 同案を一括して採決いたします。公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案の委員長の報告は可決、官庁營繕法の一部を改正する法律案の委員長の報告は修正であります。同案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長（杉山元治郎君） 御異議なしと認めます。よつて、同案は委員長報告の通り決しました。

農業改良資金助成法案(内閣提出)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、農業改良資金助成法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(杉山元治郎君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

農業改良資金助成法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事吉川久衛君。

農業改良資金助成法案

農業改良資金助成法

(目的)

第一条 この法律は、農業者が農業経営の改善を目的として自主的に能率的な農業技術を導入し、及び農業施設を改良し、造成し、又は取得することを促進するため、農業者等に対する技術導入資金の貸付又は農業者等が融資を受ける施設資金に係る債務の保証を行ふ都道府県に対し、政府が必要な助成を行ふ制度を確立し、もつて農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「技術導入資金」とは、農業経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる能率的な農業(畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ)の技術の導入に必要な資金で政令で定めるものをいう。

2 この法律において「施設資金」とは、農業経営の改善を図るために必要と認められる農機具、畜舎、農業用道路その他の施設の改良、造成又は取得に要する資金(技術導入資金を除く)で政令で定めるものをいう。

(政府の助成)

第三条 政府は、都道府県がこの法律の定めるところにより次に掲げる事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部に充てるため補助金を交付することができ、ただし、当該事業に係る資金の額が当該事業を行うのに必要かつ適当と認められる一定額に達した都道府県については、この限りでない。

一 農業者又はその組織する団体(以下「農業者等」という。)に対する技術導入資金の貸付
二 農業者等が農業協同組合から施設資金を次に掲げる条件で借

り受けることにより当該農業協同組合に対して負担する債務の保証

イ 利率が、年一割五厘をこえない範囲内において施設資金の種類ごとに政令で定める率以内であること。

ロ 償還期間及び据置期間が、それぞれ十年及び三年をこえない範囲内において施設資金の種類ごとに政令で定める期間であること。

2 前項ただし書の一定額は、都道府県別並びに同項第一号及び第二号の事業別に、農林大臣が大蔵大臣と協議して定める。

(貸付金の限度)

第四条 前条第一項第一号の貸付に係る資金(以下「貸付金」という。)の一農業者等ごとの限度額は、技術導入資金の種類ごとに、農林省令で定める標準資金需要額を基準として都道府県が定める額の百分の七十とする。

(貸付金の利率、償還期間等)

第五条 貸付金は、無利子とし、その償還期間は、技術導入資金の種類ごとに、三年をこえない範囲内で政令で定める期間とする。

2 貸付金の償還は、償還期間が一年以内の貸付金にあつては一時払の方法、その他の貸付金にあつて

は均等年賦支払の方法によるものとする。ただし、貸付金の貸付を受けた者は、いつでも繰上償還をすることができ、

(保証人)

第六条 第三條第一項第一号の貸付については、都道府県は、貸付金の貸付を受ける者に対し、保証人を立てさせなければならない。

2 前項の保証人は、貸付金の貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付の申請)

第七条 第三條第一項第一号の貸付は、同号に規定する者からの申請によつて行ふものとする。

(貸付を行う場合)

第八条 第三條第一項第一号の貸付は、その申請者(その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者)が申請に係る技術導入資金をもつて能率的な農業の技術を導入することによりその経営を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る地域においては当該農業の技術を導入することが必要であると認められる場合に限り、行ふものとする。

(一時償還)

第九条 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、第五条の規定にか

かわらず、当該貸付を受けた者に對し、いつでも貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

一 貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。

二 償還金の支払を怠つたとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付の条件に違反したとき。

(支払の猶予)

第十条 都道府県は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。

(連約金)

第十一条 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が支払期日に償還金又は第九条の規定により一時償還をすべき金額を支払わなかつた場合には、延滞金額百円につき一日三銭四厘の割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した連約金を徴収するものとする。

(債務保証規程)

第十二条 都道府県は、第三條第一項第二号の事業を行おうとするときは、債務保証規程を定め、農林大臣に提出してその承認を受けな

ければならない。これを變更しようとするときは、同様とする。

2 前項の債務保証規程に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 第十九条の基金の管理方法
二 保証の金額の合計額の最高限度

三 一被保証人についての保証の金額の最高限度

四 保証に係る借入資金の種類及びその借入期間の最高限度

五 保証契約の締結及び変更に関する事項

六 被保証人の守るべき条件に関する事項

七 保証債務の弁済に関する事項
八 求償権の行使方法及び償却に関する事項

(保証債務の合計額の限度)

第十三条 都道府県は、第三条第一項第二号の保証を行うに当つては、当該保証を行うことにより負担する保証債務の額に当該保証をするまでに行つた同号の保証により負担するすべての保証債務の額の合計額を加えた額が第十九条の基金として管理する額に政令で定める倍率を乗じて得た金額をこえることとならないようにしなければならない。

(債務保証の限度)

第十四条 第三条第一項第二号の保証の金額の一被保証人についての

限度額は、被保証人が負担する同号の債務の額の百分の八十とする。

(債務保証の申請)

第十五条 第三条第一項第二号の債務の保証は、農業者等からの申請によつて行ふものとする。

(債務保証を行う場合)

第十六条 第三条第一項第二号の債務の保証は、その申請者(その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者)が当該申請に係る施設資金をもつて改良され、造成され、又は取得される第二項第二号の施設を利用して農業を営むとすればその経営を著しく改善する見込があり、当該施設の改良、造成又は取得のためには当該施設資金の貸付を受けることが必要であり、かつ、当該貸付を受けるためには当該債務の保証による

以外には他に適当な方法がないと認められる場合に限り、行ふものとする。

(法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の適用除外)

第十七条 法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定は、都道府県が行う第三条第一項第二号の事業については、適用しない。

(特別会計)

第十八条 都道府県が、第三条第一項に規定する事業を行う場合には、当該事業の経理は、政令で定めるところにより、特別会計を設けて行ふなければならない。

2 前項の規定により設置する特別会計(以下「特別会計」という。)においては、一般会計からの繰入金、第三条第一項の規定による国からの補助金、貸付金の償還金(第十一条の規定による違約金を含む)、保証債務の弁済により得た求償権の行使により取得する金額及び附属収入をもつてその歳入とし、貸付金、保証債務に係る弁済金、貸付及び債務の保証に関する事務費その他の諸費をもつてその歳出とする。

(基金)

第十九条 特別会計においては、保証債務の弁済金の財源に充てることを目的とする一般会計からの繰入金及び保証債務の弁済金の財源に充てることを条件として第三条第一項の規定により交付された補助金を、その負担する保証債務の弁済に充てるための基金として管理しなければならない。都道府県が保証債務の弁済によつて得た求償権の行使により取得した金額についても、同様とする。

(事務の委託)

第二十条 都道府県は、政令で定めるところにより、その行う第三条第一項に規定する事業に係る事務の一部(貸付及び債務の保証の決定を除く。)を農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第十條第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行ふ農業協同組合連合会に委託することができる。

2 前項の農業協同組合連合会は、農業協同組合法第十條の規定にかかわらず、同項の規定による事務の委託を受け、当該事務を行うことができる。

(補助金の額)

第二十一条 政府が第三条第一項の規定により交付する補助金の額は、都道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額の二倍に相当する金額と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額又は都道府県ごとに農林大臣が定める金額のどちらか低い額以内とする。

(納付金)

第二十二条 都道府県は、第三条第一項に規定する事業を廃止したときは、政令で定めるところにより、次に掲げる金額の一部を政府

から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

一 第三条第一項第二号の事業を廃止した場合には、その廃止の際における貸付金の未貸付額及びその後において支払を受けた貸付金の償還金の額の合計額

二 第三条第一項第二号の事業を廃止した場合には、その廃止の際において第十九条の基金として管理されている金額及び保証債務の弁済によつて得た求償権の行使によりその後において取得した金額の合計額

附則

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 耕土培養法(昭和二十七年法律第二百三十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「耕土培養事業において」を「第十条に規定する土地について行ふ耕土培養事業において」に、「耕土培養事業の施行者」を「当該耕土培養事業の施行者」に改める。

3 水稲育苗育成施設普及促進法(昭和二十九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

〔国の助成措置〕

第十条 政府は、毎年度、国の普及計画を実施するために必要な資金をあつせんし、その他必要と認める措置を講ずることができ。

農業改良資金助成法案に対する修正案

修正

農業改良資金助成法案の一部を次のように修正する。

第三条に次の一項を加える。

3 政府は、都道府県が第一項第二号の保証に係る貸付金につき当該農業協同組合との契約により利子補給を行うときは、当該都道府県に対し、当該利子補給に要する財源について必要な措置を講ずることができ。

第十八条第一項中「第三条第一項」を「第三条」に、同条第二項中「第三条第一項」を「第三条」に、「保証債務に係る利子補給金」を「保証債務に係る利子補給金、利子補給金」に改める。

附則第一項の項番号を削り、同項中「昭和三十一年四月一日」を「公布の日」に改め、附則第二項及び附則第三項を削る。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔吉川久衛君登壇〕

○吉川久衛君 たいだいま議題と相なりました。内閣提出、農業改良資金助成法案につきまして、農林水産委員会におきまして審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本案の趣旨は、従来の補助金政策に對して種々の批判が行われている事態に即応いたしまして、従来農家に交付されていた農業改良関係の奨励的補助金のうち、すでにある程度の普及度を示し、かつ、純然たる営農融資では危険性が伴うという中間段階にある農業技術を導入しようとする場合におきまして、都道府県がこれに對して償還期間三年以内の無利子の資金を貸し付けますことと、組合系統資金の余裕金で固定施設の導入を行う際に、その系統融資について債務を保証することの二点を骨子とする事業に對しまして、政府がそれぞれ助成を行わんとするものであります。

本案は、去る二月十七日に本委員会に付託され、同月二十一日政府より提案理由の説明を聴取し、三月二十二、二十七日及び本三十日の委員会において質疑を行い、慎重審議を行なったのであります。詳細については会議録により御承知を願うことにいたします。

かくて質疑を終局いたしました。この際、自由民主党及び日本社会党を代表して小川委員より修正案が提出いたしました。その内容は三點ござい。第一点は、固定施設の導入資金に對し国の利子補給措置を明確にしたこととあります。第二点は、水稻健苗育成施設及び耕土培養事業に對する国の助成方針を明らかにしたこととあります。第三点は、施行期日を変更したこととあります。

討論を省略して、この修正案及び修正部分を除く原案について採決を行いましたところ、いずれも多数をもって可決すべきものと議決した次第であります。

〔長谷川四郎君登壇〕

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、議院運営委員長提出、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(杉山元治郎君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を議題といたします。提出者の趣旨を明瞭に申し上げます。議院運営委員会理事、長谷川四郎君。

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案
衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案
衆議院事務局職員定員規程(昭和二十二年七月十二日議決)の一部を次のように改正する。

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、議院運営委員長提出、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(杉山元治郎君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を議題といたします。提出者の趣旨を明瞭に申し上げます。議院運営委員会理事、長谷川四郎君。

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案
衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案
衆議院事務局職員定員規程(昭和二十二年七月十二日議決)の一部を次のように改正する。

附 則

1 この規程は、昭和三十一年四月一日から施行する。ただし、第一条第五号の改正規定は、昭和三十一年七月一日から施行する。

2 改正後の衆議院事務局職員定員規程第一条の規定にかかわらず、同条に規程する主事の定員は、昭和三十一年六月三十日まで、四百四十四人とする。

〔長谷川四郎君登壇〕

○長谷川四郎君 たいだいま議題となりました衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案につきまして、提案の理由を簡単に御説明申し上げます。

改正案の本文は、参事及び常任委員会調査員の定員の増加でありまして、参事の定員を、主事の定員から振りかえりによって十人増員して百八十五人と規定し、常任委員会調査員の定員を十四人増員して五十四人と規定しようとするものであります。

なお、附則におきましては、参事の増員を四月一日以降、常任委員会調査員の増員を七月一日以降とするよう、それぞれの条項の施行期日を規定いたしますとともに、主事の定員は参事の定員への振りかえりによって十名減となりますが、七月一日より十名の増員によって元へ復させることとし、六月三十日

までの間は四百四十四人と規定しようとするものであります。

本案は議院運営委員会において検討の上起案したものでありますから、何とぞ御賛同あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○副議長(杉山元治郎君) 本日はこれにて散会いたします。
午後六時五十三分散会

出席國務大臣

外務大臣 重光 葵君

厚生大臣 小林 英三君

農林大臣 河野 一郎君

通商産業大臣 石橋 湛山君

國務大臣 正力松太郎君

出席政府委員

法務政府次官 松原 一彦君

(公使) 外務事務官 木村四郎七君

大蔵政府次官 山手 満男君

厚生政府次官 山下 春江君

農林政府次官 大石 武一君

水産庁次長 岡井 正男君

通商産業政府次官 川野 芳満君

建設政府次官 堀川 恭平君

朗読を省略した報告

一、昨二十九日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

日本電信電話公社法の一部を改正する法律

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

一、昨二十九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

薄田 美朝君 栗山 博君

大村 清一君 山本 勝市君

地方行政委員 生田 宏一君

文教委員 稲葉 修君 田中 久雄君

社会労働委員 荻野 豊平君 吉田 重延君

商工委員 荻野 豊平君 田中 久雄君

山本 勝市君 山口丈太郎君

栗山 博君

運輸委員 青木 正君 松尾トシ子君

予算委員 大村 清一君 薄田 美朝君

一、昨二十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

大村 清一君 山本 勝市君

薄田 美朝君 栗山 博君

地方行政委員 青木 正君

文教委員 吉田 重延君 荻野 豊平君

社会労働委員 田中 久雄君 稲葉 修君

商工委員 田中 久雄君 荻野 豊平君

栗山 博君 松尾トシ子君

山本 勝市君

運輸委員 生田 宏一君 山口丈太郎君

予算委員 薄田 美朝君 大村 清一君

一、文教委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は昨二十九日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出第一〇六号)

一、意見を聞こうとする問題

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律

の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案について

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求め。

昭和三十一年三月二十九日

衆議院議長 佐藤 謙次郎

文教委員長 佐藤 謙次郎

衆議院議長 佐藤 謙次郎

一、昨二十九日内閣から提出した条約は次の通りである。

日本国とカナダとの間の小包郵便約

一、昨二十九日議員から提出した議案は次の通りである。

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(井手以誠君外十六名提出)

一、昨二十九日内閣から提出した議案は次の通りである。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律案

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるの件

一、昨二十九日委員会に付託された条約は次の通りである。

日本国とカナダとの間の小包郵便約

一、昨二十九日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、昨二十九日委員会に付託された議案は次の通りである。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五四号)

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)

以上二件 内閣委員会 付託

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、承認第二号)

一、昨二十九日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

憲法調査会法案

一、昨二十九日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

厚生省設置法の一部を改正する法律案

労働省設置法等の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

一、昨二十九日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(法務委員長提出)

一、昨二十九日参議院送付の次の同院
總統審査案を可決した旨参議院に通
知した。

日本電信電話公社法の一部を改正す
る法律案

一、昨二十九日参議院送付の次の同院
提出案を可決した旨参議院に通知し
た。

恩給法の一部を改正する法律の一部
を改正する法律案

一、今三十日委員長及び議員から提出
した議案は次の通りである。

衆議院事務局職員定員規程の一部を
改正する規程案（議院運営委員長提
出）

北洋漁業確保に関する決議案（岸信
介君外四名提出）

在ソ未帰還同胞の引揚促進に関する
決議案（岸信介君外四名提出）

日中貿易促進に関する決議案（岸信
介君外四名提出）

一、今三十日議員から次の議案は委員
会の審査を省略されたい旨の要求書
を受領した。

北洋漁業確保に関する決議案

岸信介君外四名

在ソ未帰還同胞の引揚促進に関する
決議案

岸信介君外四名

日中貿易促進に関する決議案

岸信介君外四名

昭和三十一年三月三十日 衆議院會議録第二十九号

四二四

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一冊 十五円

行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局